



日 鶏 協 ニ ュ ー ス

2025 年 7 月号
一般社団法人日本養鶏協会



INDEX

・（一社）日本養鶏協会 第 76 回定時総会 開催	1-3
・ 6 月 13 日「鳥インフルエンザ・シンポジウム」を開催しました！	4-11
・ 高病原性鳥インフルエンザアンケート調査の結果について（速報）	12-33
・ 令和 7 年鳥インフルエンザ経営再建保険の募集について	34
・ たまごの魅力を伝える食育ブース！	35
・ 畜産物輸出促進協会 鶏卵輸出協議会 第 11 回通常総会 開催	36
・ 鶏卵公正取引協議会 第 16 回通常総会 開催	37
・ 配合飼料供給価格の動向	38
・ 統計データ	39
・ 協会活動報告	40

齋藤 利明 新会長 就任

齋藤 利明 新会長 ご挨拶

この度、一般社団法人日本養鶏協会の会長に選任されました齋藤利明です。

鶏卵生産者を取り巻く情勢をみますと、飼料等生産資材費等の高止まりにより、鶏卵生産者の経営環境は厳しい状況にあるなか、令和 4 年シーズンに続き、令和 6 年シーズンも大規模な高病原性鳥インフルエンザが発生し、ほとんどの被災生産者は発生農場における全羽殺処分という深刻な被害を受けました。

一方、鳥インフルエンザの発生農場に対する防疫措置の実施にご尽力いただいた国、道府県そして自衛隊にも、大きな財政的・人的負担となりました。

更には、現時点でも高病原性鳥インフルエンザにより鶏卵の供給は十分に回復しておらず、食品流通加工業界においても鶏卵の安定的な利用ができず、大きな経済的損失をもたらしております。

この状況下、国は、農場の分割管理の推進やワクチン接種の検討を含む新たな鳥インフルエンザ対策をすすめることを発表しました。この新たな取り組みが、養鶏業界の現状を十分に踏まえた仕組みとなり、養鶏業界の持続的な発展に寄与するよう、我々も協力していく必要があります。

以上を踏まえると、私としては、鶏卵の安定的な供給と価格の確保に向けた取り組みに加え、鳥インフルエンザ発生農場における感染拡大防止対策、殺処分鶏の焼却処理の推進並びにワクチン導入の検討、当協会のアニマルウェルフェアに関する基本方針に基づいた飼養管理の推進、及び、国産鶏卵の輸出の拡大といった取り組みを一層積極的に展開していく必要があると考えております。

このためには、当協会会員の団結、関係団体との連携、そして、行政のご理解・ご支援が必要不可欠です。

今後とも、協会の運営に尽力して参る所存ですので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。





(一社) 日本養鶏協会 第76回定時総会 開催

令和 7 年 6 月 27 日 (金) 東京・大手町 サンケイブ
ラザにおいて、「日本養鶏協会第 76 回定時総会」が開催
されました。

冒頭、米山大介会長の挨拶後、来賓を代表して農林水
産省畜産局 畜産振興課長 富澤様、独立行政法人農
畜産業振興機構 理事長 天羽様及び公益社団法人中
央畜産会 専務理事 近藤様からご祝辞を頂きました。



米山会長の挨拶の様子

米山会長より高松筆頭副会長が議長に指名され、高松議長のもと令和 6 年度事業報告、令和 7
年度事業計画及び収支予算の報告がなされた後、下記第 1 号～第 3 号議案は原案通り可決されま
した。

第 1 号議案 令和 6 年度計算書類等に関する件 (公益目的支出計画実施報告も含む)

第 2 号議案 令和 7 年度会費の賦課及び徴収方法に関する件

第 3 号議案 理事 23 名・監事 3 名選任に関する件

【お問い合わせ】

総務部 Tel : 03-3297-5515

(一社) 日本養鶏協会 会費会員 令和 7 年度 会費納入のお願い

第 76 回定時総会で決定しました本年度年会費の請求書を発送いたします。

第 1 回納付分は、令和 7 年 8 月 29 日 (金) までにお振込みいただきますよう、ご協力のほど
よろしくお願い申し上げます。

※ なお、本会事業の円滑な遂行を図るため、令和 7 年 8 月 29 日までに一括納入頂ければ
ありがたく存じます。



一般社団法人 日本養鶏協会 役員名簿

会 長	齋 藤 利 明	(一社)愛知県養鶏協会 代表理事	再 任
筆 頭 副会長	岡 田 大 介	株式会社アキタフーズ 取締役会長	再 任
副会長	杉 原 健 一	日本養鶏農業協同組合連合会 代表理事会長	再 任
副会長	高 松 信 吾	鹿児島県養鶏協会 会長	再 任
副会長	中 村 徹	岩手県養鶏協会 会長	再 任
副会長	元 木 隆 行	(一社)千葉県農業協会養鶏部会 養鶏部会長	新 任
専務理事	石 井 馨	学識経験者	再 任
理 事	小 川 寛 大	広島県農林水産局 畜産課長	再 任
理 事	落 水 日 朗	長崎県養鶏協会 会長	再 任
理 事	齋 藤 大 天	埼玉県養鶏協会 会長	新 任
理 事	佐 藤 大 二 朗	全国農業協同組合連合会 畜産総合対策部 次長	再 任
理 事	杉 原 勲	徳島県養鶏販売農業協同組合 代表理事組合長	再 任
理 事	鈴 木 憲 一	茨城県養鶏協会 顧問	再 任
理 事	仙 田 学	三重県養鶏協会 代表監事	再 任
理 事	高 野 英 夫	青森県養鶏協会 副会長	再 任
理 事	中 山 真 一	石川県養鶏協会 会長	再 任
理 事	中 山 晋 吾	兵庫県養鶏協会 会長	再 任
理 事	野 田 正 人	愛知県農業水産局畜産振興監兼畜産課長	再 任
理 事	原 勇	滋賀県養鶏協会 会長	再 任
理 事	原 田 睦 彦	たまご&カンパニー株式会社 生産本部長	再 任
理 事	平 野 徹	福岡県養鶏協会 会長	再 任
理 事	門 田 和 晴	(一社)広島県養鶏協会 会長	再 任
理 事	米 山 大 介	株式会社ホクリヨウ 代表取締役社長	再 任
監 事	荒 牧 洋 一	大分県養鶏協会 会長	再 任
監 事	須 田 孝	(一社)全国鶏卵養鶏団体連合会 常務理事	再 任
監 事	半 澤 清 彦	山形県養鶏協会 会長	再 任

6 月 27 日(金)、令和 7 年度第 3 回理事会が開催されました。

議事に入り、役付き役員について理事間による互選の結果、役員名簿のとおり選定されました。



(一社)日本養鶏協会は、6月13日、東大安田講堂にて 「鳥インフルエンザに関するシンポジウム」を開催しました！

■ 開催概要

- ・ **開催日**：令和7年6月13日（金）14:00～17:00
- ・ **会 場**：東京大学安田講堂（東京都文京区本郷 7-3-1）
- ・ **主 催**：（一社）日本養鶏協会
- ・ **共 催**：東京大学大学院農学生命科学研究科
- ・ **後 援**：（公社）中央畜産会、（独）農畜産業振興機構、
（一社）全国鶏卵養鶏団体連合会、（一社）全日本畜産経営者協会、
（一社）日本種鶏孵卵協会、（一社）日本食鳥協会、（一社）日本卵業協会、
全国養鶏経営者会議、日本養鶏農業協同組合連合会（順不同）
- ・ **参加者数**：約 350 名

■ 講演者、主催者、共催者一同





■ シンポジウム趣旨

鳥インフルエンザの発生が国内外で深刻化する中、養鶏業界が直面する課題と今後の対策について、最新の科学的知見と国際動向を踏まえた議論を行い、産官学の連携による実効的な対応策を探ることを目的として開催された。

■ 開会挨拶

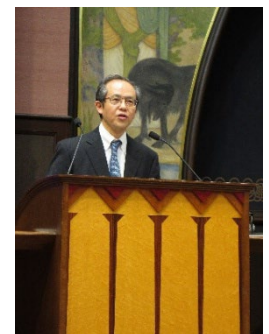
● 日本養鶏協会 米山会長：

- 高病原性鳥インフルエンザは世界的に猛威を振るい、国内でも 2022 年シーズン 84 例（1771 万羽殺処分）、2024 年シーズン 51 例（932 万羽殺処分）と頻発・大量発生が継続。
- 鶏卵供給への支障、生産者の事業継続への脅威、行政の経済的負担が甚大。
- 政府は従来の飼養衛生管理強化に加え、ワクチン検討を含む対策パッケージを提示。
- 日鶏協としてシンポジウムを企画した。本日のお二人の講演を通じ、鳥インフルエンザに対する考えをさらに深めたい。



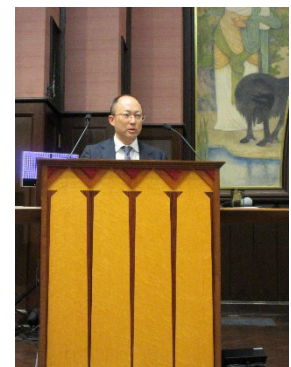
● 東京大学大学院農学生命科学研究科 芳賀教授：

- 鳥インフルエンザは養鶏関係者に甚大な被害をもたらし、食料安定供給を脅かす経済的・社会的問題。
- 近年、種を越えて哺乳類への感染事例が相次ぎ、公衆衛生上の課題も顕在化。
- 問題解決には産官学連携、国際連携、学際的取り組み、多くの関係者の理解が不可欠。
- ワクチン使用は新たな段階に入りつつあるが、解決すべき課題も多い。本シンポジウムを科学と政策の両面から鳥インフルエンザへの理解を深め、議論の契機としてもらいたい。



● 農林水産省 大倉室長：

- 過去にない 5 シーズン連続発生。令和 6 年(2024 年)シーズンは養鶏密集地域での連続発生、再発事例、大規模養鶏場での発生が特徴。
- 2024 年 4 月に今後の対策強化の方向性を提示：
 1. 養鶏密集地域での地域一体の取り組み、飼養衛生管理の強化
 2. 大規模養鶏場での分割管理推進
 3. 予防的ワクチン接種の検討開始
 4. 民間事業者活用を含むまん延防止措置の強化
- バイオセキュリティレベル向上が最重要。ワクチン接種導入の妥当性検討も必要。産官学連携で取り組む。





● イタリア大使館 セリアニ参事官:

- カブア博士の功績を紹介。ワンヘルスパラダイム、特に鳥インフルエンザ関連で貢献。
- DIVA 戦略（感染鶏とワクチン接種鶏の識別法）を開発・推進し、イタリアでの疾病根絶と国際貿易保護に貢献。
- 2006 年に鳥インフルエンザ株の遺伝子情報を公開し、国際的なデータ共有文化の先駆けとなった。
- サーキュラーヘルス（ワンヘルスの進化形、国連 2030 アジェンダと連携）の概念を提唱。



安田講堂内：満員の参加者



基調講演 1：鳥インフルエンザを理解する（東京大学 堀本教授）

● インフルエンザウイルスの基礎：

- A 型インフルエンザウイルスが鳥インフルエンザの原因。HA と NA の型で分類。
- 自然宿主は水鳥。ウイルスは変異しやすく、他の動物種へ伝播・定着する。
- 鳥インフルエンザウイルスの撲滅は不可能。

● 鳥インフルエンザの分類と病原性：

- 家畜伝染病予防法上、高病原性、低病原性（H5/H7 型）、その他に分類。
- 病原性の違いは HA タンパク質の特定部位のアミノ酸配列に起因。低病原性ウイルスが鶏間で伝播するうちに高病原性ウイルスに変異。



● 高病原性鳥インフルエンザの発生状況と国内への侵入：

- 1996 年中国発生 of H5N1 ウイルスが現在の流行の起源。
- 日本では 2004 年に 79 年ぶりに発生。以降、H5N1、H5N8、H5N6 などが断続的に侵入し、近年は毎年発生。殺処分羽数も甚大化。
- 現在の主流はクレード 2.3.4.4b。
- 現状の対策下では今後も毎年発生すると断言。

● 哺乳動物への感染：

- 現行の H5N1 ウイルスはほぼ全ての哺乳動物に感染する可能性。乳牛では乳腺細胞に感染しミルク中に高濃度ウイルスを排出。
- 国内でもアライグマ、キタキツネ、タヌキでの感染事例あり。野生動物の養鶏場侵入阻止対策が重要。

● インフルエンザパンデミックと人への感染リスク：

- 過去のパンデミック（スペイン風邪等）の多くは鳥由来または鳥と他動物のハイブリッドウイルスが原因。豚が中間宿主となることが多い。
- 鳥インフルエンザウイルスは偶発的に人に感染。H5N1、H5N6（高病原性）、H7N9（低病原性）、H9N2 などが人に感染した事例あり。
- H7N9 は中国で多数のヒト感染例を出し、ワクチン接種により鶏から人への感染環を遮断しパンデミックを防いだ事例がある。ただし、H7N9 は野鳥には広がっていなかった点が現在の H5N1 と異なる。



- 人の肺の奥には鳥型レセプターが存在し、高濃度曝露で重症化の可能性。
- 人から人への効率的な感染能力を獲得するには複数の変異が必要。

● インフルエンザの制御:

- 抗ウイルス薬はコストと薬剤耐性の問題がある。
- ワクチン：人獣用が存在。鳥インフルエンザワクチンは緊急時備蓄のみ（H5/H7 型）。
- 現行ワクチン（不活化）は課題があり、予防的接種は行われていない。
- 海外では組換えワクチン（鶏痘ウイルスベクター、七面鳥ヘルペスウイルスベクター、ニューカッスル病ウイルスベクター）が使用されている国もあり、DIVA 対応も進んでいる。
- 理想のワクチンは、抗原性が合致し、株変更が容易で、DIVA 対応、マス接種可能、高効果、高安全性。弱毒生ワクチンは効果面で有望だが、安全性評価が課題。

基調講演 2：サーキュラーヘルスおよびその鳥インフルエンザとの関係 (ジョンズ・ホプキンス大学 イリア・カプア博士)

● サークュラーヘルスとは:

- ワンヘルスの概念を基盤とし、複雑な健康問題に対処する体系的ビジョン。獣医学、医学、公衆衛生、工学、建築学、数学など多分野の協力が必要。
- 国連の SDGs ロードマップを活用し、ビッグデータや AI も導入。
- 地球は閉鎖系（テラリウムのようなもの）で、環境汚染などは内部に蓄積する。
- パンデミックは社会変革の契機。動物由来感染症への認識が重要。



● サークュラーヘルスと鳥インフルエンザ:

- 2000 年以前、高病原性鳥インフルエンザは稀な散発的疾患だった。低病原性ウイルスが家禽に感染し、稀に変異して高病原性化。対策は殺処分が中心。
- 変化点：高病原性鳥インフルエンザウイルス（特に H5N1）が野生鳥類に定着し、渡り鳥によって広範囲に拡散。これは以前では見られなかった現象。
 - 2008 年にカプア博士の研究グループが初めて野生鳥類における高病原性ウイルスの存在を報告。当時は稀な発見だった。
 - 現在では多数の野生鳥類種から H5N1 が検出され、渡り鳥の移動経路を通じてウイルスが「空から降ってくる」状況。



- この変化により、従来のバイオセキュリティ強化だけでは対応が困難。
 - 高病原性鳥インフルエンザは稀な病気から「流行病」へと変化。制御戦略も変える必要がある。
 - H5N1 のパンデミックポテンシャルは限定的だったが、現在は広範囲に存在する「プレパンデミック病原体」。
- **現状の対策（殺処分）の限界と課題：**
 - 過去 10 年で 4 億 5000 万羽が殺処分。倫理的、経済的、動物福祉的に持続可能か疑問。
 - 殺処分は鶏肉・鶏卵価格の高騰、産業の拡大阻害、タンパク質供給への影響、貿易問題を引き起こす。
- **ワクチン接種の重要性と国際動向：**
 - ワクチン接種はパンデミックリスクを低減し、動物での感染を管理し、殺処분을回避する手段となりうる。
 - 中国での H7N9 ワクチン接種成功事例（堀本教授も言及）。
 - 米国ではワクチン未許可、殺処분이基本。EU では 2023 年にアヒルへのワクチン接種枠組みを承認（フランスで実績）。
 - DIVA 戦略により、ワクチン接種個体と感染個体の識別は可能。
- **米国の乳牛における H5N1 感染事例：**
 - 高病原性鳥インフルエンザが乳牛に感染。乳腺で増殖し、生乳中にウイルスを排出。
 - 70 人以上が感染し 1 人死亡（結膜炎症状が主）。1000 以上の酪農場で感染確認。
 - 家禽は大規模殺処分される一方、感染牛は殺処分されず、感染拡大・パンデミックウイルスの供給源となるリスク。
 - いずれ乳牛にもワクチンが使用される可能性が高い。これは家畜で殺処分されない初の事例となるかもしれない。
 - この状況を、家禽における鳥インフルエンザ制御戦略を見直す機会と捉えるべき。
- **結論：**
 - 高病原性鳥インフルエンザは巨大な問題であり、自然には終息しない。
 - 公衆衛生、動物衛生、経済的理由から制御が必須。
 - 数百万羽の殺処分は非倫理的。
 - ワクチン開発と戦略的導入が不可欠。現在の制御法は 20 年前と変わっておらず、非合理的。



【質疑応答】

● 養鶏経営者（知多養鶏組合）から堀本教授へ：

- Q: 開放鶏舎と閉鎖鶏舎（ウィンドレス）での免疫力の違い、空気感染の可能性、ワクチン実用化までの対策は？
- A: 鶏種による感受性の違いはあるが、鶏舎の形態だけで免疫력에大きな差があるとは言えない。免疫力が高くてウイルス侵入で発症する。空気感染の可能性はゼロではないが、主な感染経路ではない。現状はバイオセキュリティ強化が基本。

● 東大教授（芳賀教授）からカプア博士へ：

- Q: イタリアにおける鳥インフルエンザ対策の経験について共有されたい。
- A: 約 20 年前、イタリアの密集した養鶏地域で大規模な鳥インフルエンザの発生があり、当初は殺処分に対応したが再発したため、2002～2008 年にかけてワクチン接種を実施。その結果、高病原性 H5N1 が欧州に広がる中でもイタリアでは家禽での発生はゼロだった。その後はバイオセキュリティの改善や産業再構築を行い、現在はワクチン接種を行っていない。
日本との違い（地理・農場規模）もあり一概に同様の対応はできないが、近年はフランスの成功事例に倣い、他国もワクチン接種に前向きになりつつある。かつてと比べてワクチンや検査手法も進化しており、野鳥由来の感染リスクに対応するためにはワクチン接種が有効であると考えられる。

● 農林水産省（松尾室長）からカプア博士へ：

- Q: 米国の H5N1 感染牛への対応（殺処分なし）と鳥への対応（殺処分）の違いについて。致死する鳥と治癒する牛とは症状が異なり、こうした場合は、異なるポリシー・コントロールの仕組みで対応すべきと考えるが、どのように考えているか。
- A: （カプア博士）理想的には初期段階で感染牛も殺処分し拡大防止すべきだったが、既に拡大した状況では対応が異なる。牛は高価で殺処分への抵抗感が強いが、牛が大規模リザーバーとなりヒトや他動物への感染源となるリスクがある。この状況を家禽ワクチン戦略再考の機会とすべき。
- A: （松尾室長）動物種によってインフルエンザへの対応は異なるべきであり、必ずしも発生＝殺処分ではない。たとえば馬にはワクチンを使用しており、症状や致死率、ワクチンの有無などを踏まえて柔軟に対応すべきだと考えている。

● 農林水産省（岡村補佐）からカプア博士へ：

- Q: フランスではアヒルにワクチンを使用しているが、徹底的なサーベイランスをセットで実施することで接種群にウイルスがないことを確認。このようなサーベイランスによる負担も踏まえた上で、ヨーロッパで採卵鶏へのワクチン使用は広がると考えているか？
- A: （カプア博士）アヒルへのワクチンはフォアグラという経済的に重要な製品保護が背景。採卵鶏への拡大は不明だが、EU が大規模な殺処分補償を継続するのは困難。最新技術を用いたワクチン接種が進むべき。現在の対策は 20 年前と変わらず非合理的。



閉会挨拶：東京大学 東原研究科長

- サーキュラーヘルスはワンヘルスを発展させ、貿易、社会、政治を含む包括的な新しいコンセプト。
- 農学は実験科学からフィールド科学、人文社会までを網羅し、サーキュラーヘルスに取り組む上で重要な学問分野。
- 現場と産官学が力を合わせ、この問題に取り組む必要性を再認識。



レセプション



当日の事務局対応





高病原性鳥インフルエンザ発生時の防疫作業や鶏の埋却処分方法等に関するアンケート調査の結果について(速報)

一般社団法人日本養鶏協会は、本年 5 月に当協会生産者会員様を対象に、「高病原性鳥インフルエンザ発生時の防疫作業や鶏の埋却処分方法等に関するアンケート調査」を実施し、その結果を取りまとめたので公表します。

I 実施方法

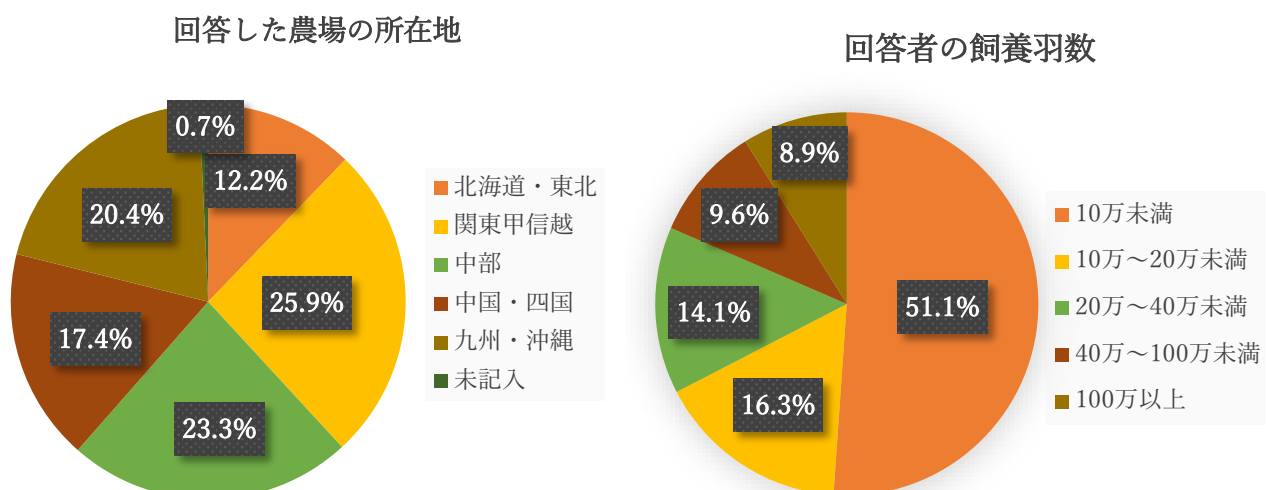
一般社団法人日本養鶏協会の生産者会員(661 者)に対し、令和 7 年 5 月にアンケート調査を実施した。各回答者には、回答対象農場について、①複数の都道府県に農場を所有されている場合は本調査票(様式)を複写し、所在都道府県毎に回答、②同一都道府県内に複数農場を所有している場合は、飼養羽数の最も大きい農場について記載し、但し、各都道府県内で、令和 4 年又は 6 年シーズンに高病原性鳥インフルエンザが発生した農場がある場合は、飼養羽数の最も大きい農場ではなく、発生農場を優先してご回答する旨の要請をした。なお、回答者は、270 者であった。

また、質問の主要項目は以下のとおりである。

- (1) 家さん所有者の第一義的責任に対する理解について
- (2) 特定家畜伝染病防疫指針第 2 章第 1 節第 2 - 2 の 2 (4) に基づき知事が認めた大規模生産者が策定する防疫対応計画について
- (3) 令和 4 年シーズン～令和 6 年シーズンにおいて発生した高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)が発生した農場における発生時の防疫作業について
- (4) 埋却処分について
- (5) 焼却処分及びレンダリング処分について
- (6) 農場の分割管理について
- (7) HPAI に対する予防ワクチン接種について

II アンケート回答者の構成

アンケートに回答した農場及び当該農場の規模の構成は以下のとおりである。





Ⅲ アンケート調査結果(速報)の概要

1 家さん所有者の第一義的責任に対する理解について

回答者のうち、家さんの所有者の第一義的責任について、「理解している」が約 95%、「理解していない」が約 5%、「その他」が約 1%となった。

2 特定家畜伝染病防疫指針第2章第1節第2-2の2(4)に基づき知事が認めた大規模生産者が策定する防疫対応計画(計画)について

知事の認める大規模生産者(全回答者の約 43%)のうち、計画を「策定している」が約 86%、「策定していない」が約 14%だった。「策定している」のうち、約 63%が当該計画において人の動員を、また、約 36%が資材を供給することを求められた。求められている資材は、「フレコンバッグ」(約 31%)、「ペール缶」(約 28%)、「段ボール」(約 8%)、「その他(重機・トラック等)」(約 81%)だった(複数回答可)。また、「策定していない」と回答した理由は、「対応計画の策定は求められていない」が約 63%、「対応計画について知らない」が約 25%、その他(作成中である等)が約 13%であった。

3 令和4年シーズン～令和6年シーズンにおいて発生した高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)が発生した農場における発生時の防疫作業について

殺処分時に鶏舎内で発生した羽毛や塵埃が排気口等から排出されないよう廃棄時の対策を「講じていた」と回答した被災農家は約 20%、「講じていなかった」と回答した被災農場は約 80%であった。また、鶏舎外の敷地での作業時に発生した羽毛や塵埃が敷地外に飛ばされないような対策を「講じていた」と回答した被災農場は約 45%、「講じていなかった」と回答した被災農場は約 55%だった。なお、鳥インフルエンザが発生した鶏舎と同一農場内の鶏舎の殺処分は、「行政による発生鶏舎と同様の処分」が約 83%、「その他」(行政主導で生産者も参加)が約 18%となった。また、鶏以外の卵、糞、飼料、汚染物品の処理について、「行政による発生鶏舎と同様の処分」が約 75%、「行政による対応はなく生産者側で処分した」が約 3%、「その他」(主に行政主導で生産者も参加)が約 23%であった。

4 埋却処分について

埋却地の確保について、「問題がある」が約 57%、「問題がない」が約 43%であった。「問題がある」と回答(複数回答可)した生産者のうち、「周辺住民の反対や高額な費用の問題等」が約 75%、「候補地がない(紹介者がいない、地域に相談窓口がない)」が約 60%となった。なお、約 78%が「周辺への環境汚染発生を心配したことがある」、約 36%が「周辺地域住民より環境汚染に対する苦情や懸念表明を受けた」と回答した(複数回答可)。また、埋却作業時の周辺へのウイルス拡散の可能性として、埋却作業時の「羽毛・塵埃の発生」(約 56%)、「作業員の異動」(約 54%)、「埋却作業の長期化」(約 49%)が挙げられた(複数回答可)。埋却処分に係る課題を踏まえ、埋却以外の処分方法への転換を「(焼却等を)推進すべき」が約 89%、「推進すべきでない」が約 11%であった(複数回答可)。



5 焼却処分及びレンダリング処分について

焼却処分を「希望する」は約 88%、「希望しない」は約 12%であった。「希望する」理由は、「埋却地の確保・維持が必要ない」(約 82%)、「鳥インフルエンザ発生時の処分が速い」(約 63%)だった。その他意見として、「埋却による環境汚染回避」、「新たな埋却地確保の必要がなくなる」ことによる早期の経営再建等が挙げられた。一方、「希望しない」理由として、「鶏の油が炉に与える悪影響」、「周囲への臭いの拡散や CO2 の発生」、「近くに施設がないため、遠方まで運搬する場合のウイルス拡散への懸念」の理由が挙げられた。レンダリング処分については、「希望する」との回答が約 49%、「希望しない」が約 51%だった。「希望する」理由は、「埋却地の確保・維持が必要ない」(約 89%)、鳥インフルエンザ発生時の処分が速い」(約 71%)、「最終的にたい肥化して活用できる」(約 36%)となった(複数回答可)。また、レンダリング処分を「希望しない」理由として、「新たに施設の建設が必要」、「大量処分ができない可能性への懸念」、「生産される飼料に対する風評被害への懸念」、「他の処分方法よりも高額となる可能性」等が挙げられた。

6 農場の分割管理について

回答者のうち、「分割管理を導入している農場」は約 1%、「導入していない(予定もない)」が約 90%であった。「導入していない(予定もない)」理由は、「規模(鶏舎が 1 つ)が小さい」(約 14%)、「費用や人材がない」(約 49%)、「導入の必要性は感じない」(約 15%)であった。また、分割管理の有効性については、「有効」(全羽処分をする必要がない)が約 26%、「有効でない」(分割しても隣接していれば感染してしまうので防疫効果は薄い)が約 23%、どちらともいえない(実績が少ない、面積が小さい農場では分割の効果が不明)が約 52%であった。また、「円滑な導入のために必要なこと」として、「導入のための資金支援」、「技術指導」等が挙げられた。

7 鳥インフルエンザに対する予防ワクチン接種について

回答者のうち、ワクチンを導入すべきとの回答は約 60%、導入すべきではないとの回答は約 8%、わからないとの回答が約 32%であった。「導入すべき」理由は、「発生を防止できる」、「影響を受ける農家が減少する」、「従来の防疫手法では対応困難」、「現行手法は経済的負担過大」等、また、「導入すべきではない」理由は、「予防ワクチンの開発は困難」、「輸出に影響を与える」、「行政の対応が困難」「負担増」等が挙げられた。

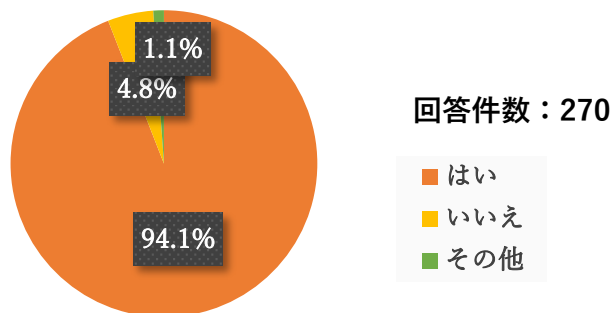


IV アンケート調査結果

1 殺処分等の防疫作業等について

1.1 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」第1章の第1基本方針について

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針第1章の第1基本方針には、「家さんの所有者は、家さんの伝染性疾病の発生を予防し、そのまん延を防止することについて第一義的責任を有している」旨記載されておりますが、この記載について理解していますか。



◎「その他」の主な記載概要

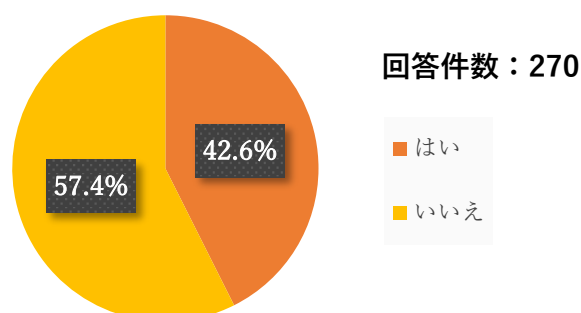
- a) 「理解している」の内容による。文面としての理解はしているが、受入れるか否かは別である。
- b) 基本的に防疫作業は発生農場が主体となって取り組むとのこと。自衛隊による防疫作業は発生鶏舎のみの対応となる旨説明を受け、防疫作業の認識を改めた。

1.2 大規模な家さん所有者(特定家畜伝染病防疫指針第2章第1節第2-2の2(4)に基づき知事が認めた生産者※のみ回答)について

大規模な家さん所有者(生産者)のうち家さん羽数が多く発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める生産者(特定家畜伝染病防疫指針第2章第1節第2-2の2(4))^(※)に該当する方にお聞きます。

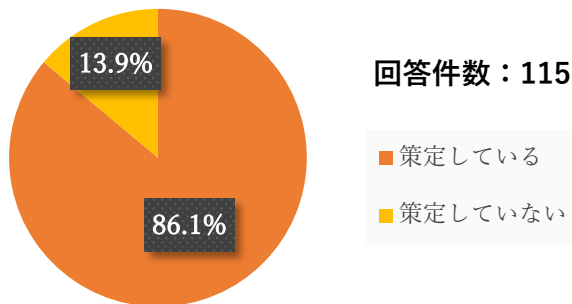
〔(※)大規模な家さんの所有者のうち、特に家さんの羽数が多く、発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者に対して、発生に備えた対応計画を策定するよう指導等を行うとともに、策定された対応計画を確認し、動物衛生課に報告する。〕

1.2.1) 貴農場は、上記の知事の認める生産者ですか。

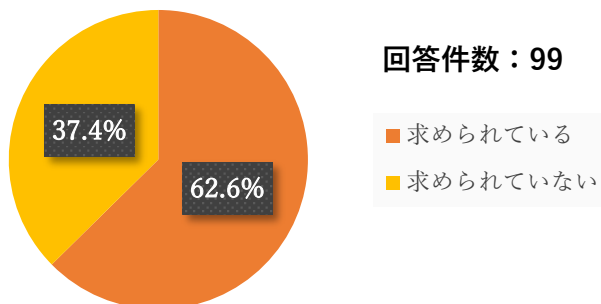




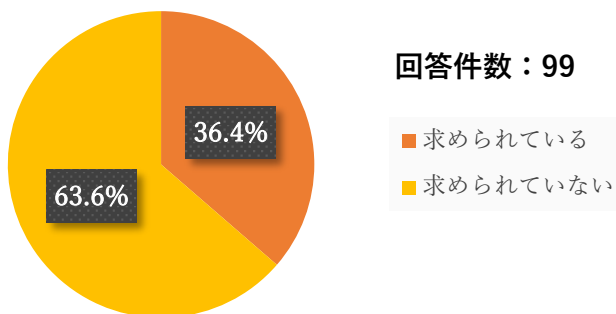
1.2.2) 1.2.1)で「はい」と答えられた方にお尋ねします。貴農場においては、防疫対応計画(対応計画)を策定していますか。



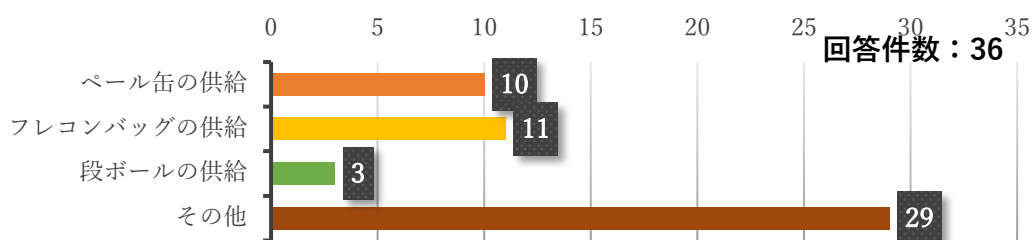
1.2.3) 1.2.2)で「策定している」と答えられた方にお尋ねします。当該計画においては、生産者が人を動員することを求められていますか。



1.2.4) 1.2.2)で「策定している」と答えられた方にお尋ねします。当該計画においては、生産者が資材を供給することを求められていますか。



1.2.5) 1.2.4)で「求められている」と答えられた方にお尋ねします。求められている内容について、以下より選択してください。(複数回答可)

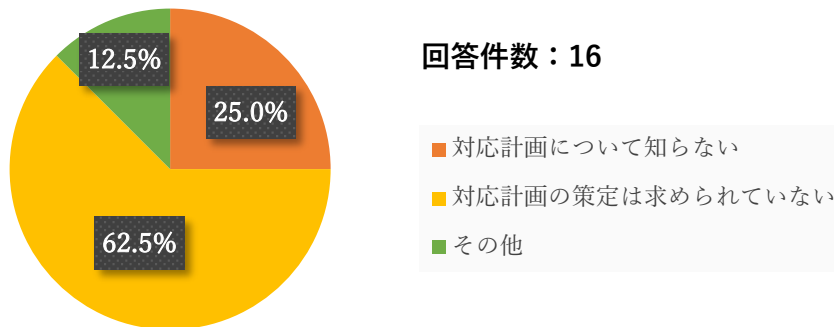


◎「その他」の主な記載概要



a)重機。b)トラック。c)人員等。

1.2.6) 1.2.2)で「策定していない」と答えられた方にお尋ねします。策定していない理由は何ですか。

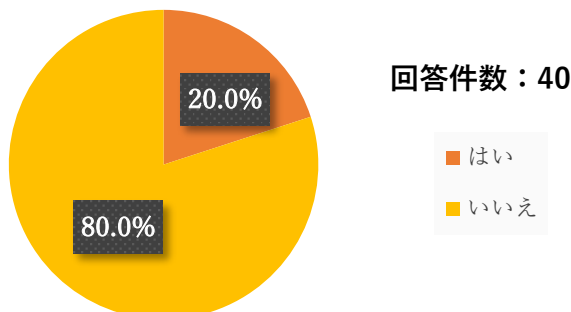


◎「その他」の主な記載概要

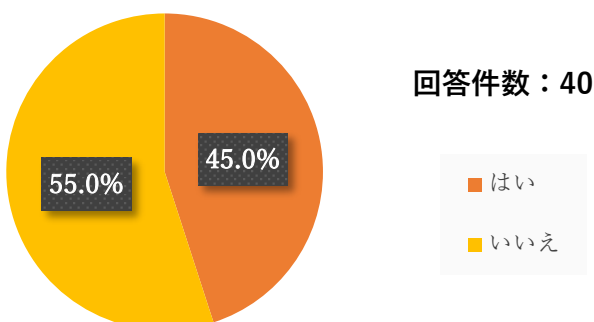
a)対応計画は作成中である。

1.3 殺処分時の塵埃等の拡散について【令和4年シーズンから令和6年シーズンに高病原性鳥インフルエンザが発生した農場のみ回答】

1.3.1) 殺処分時に鶏舎内で発生した羽毛や塵埃が、排気口等から大量に排出されないように不織布などで排気口等を覆うなど廃棄に対する対策はされていましたか。



1.3.2) 殺処分時に、鶏舎外の敷地での作業の際に、発生した羽毛や塵埃が、敷地外に大量に飛ばされないような対策はされていましたか。





1.4 高病原性鳥インフルエンザが発生した鶏舎以外の鶏舎の殺処分について【令和 4 年シーズンから令和 6 年シーズンに高病原性鳥インフルエンザが発生した農場のみ回答】

1.4.1) 同一農場内で、高病原性鳥インフルエンザが発生した鶏舎以外の鶏舎の殺処分の状況は、以下のどれに当てはまりますか。



◎「その他」の主な記載概要

a) 行政主導・協力体制のもと、生産者も参加した。

1.5 鶏以外の卵、糞、飼料、汚染物品の処分について【令和 4 年シーズンから令和 6 年シーズンに高病原性鳥インフルエンザが発生した農場のみ回答】

1.5.1) 鶏以外の卵、糞、飼料、汚染物品の処分は、どのように対応されましたか。



◎「その他」の主な記載概要

a) 行政主導・協力体制のもと、生産者も参加した。

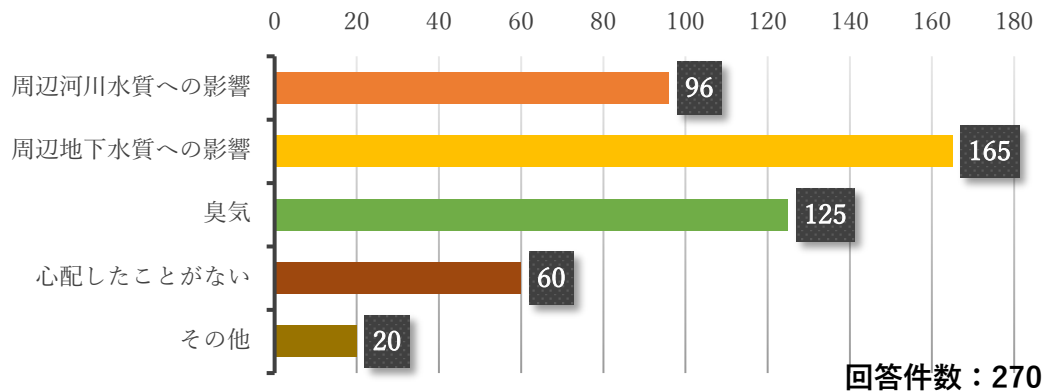
b) 終了させる時期に間に合わず、飼料の一部は事後に処理したが、左記への補てん等はなかった。



2 埋却等処分について

2.1 埋却処分について

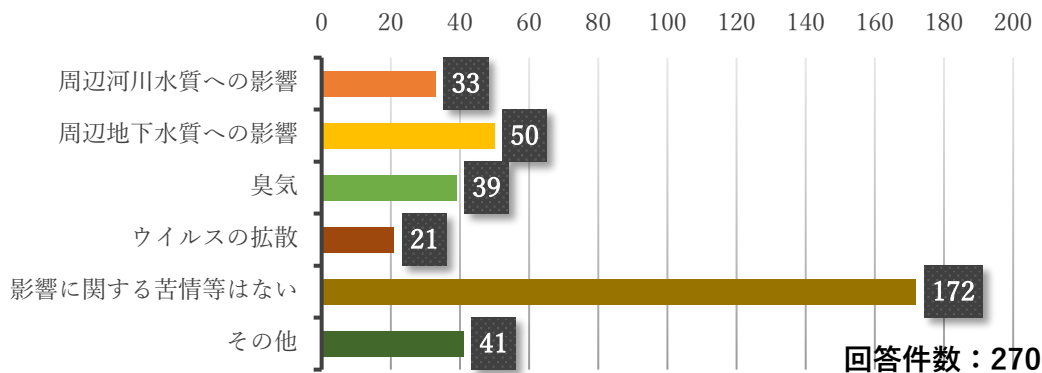
2.1.1) 貴農場における埋却地の確保に当たり、以下のような周辺への環境汚染発生を心配したことがありますか。(複数回答可)



◎「その他」の主な記載概要

a)風評。b)土地価格の下落。c)焼却処分で関係ない。d)事後掘り出しによる影響。

2.1.2) 貴農場における埋却地の確保に当たり、周辺地域住民より以下のような環境汚染に対する苦情や懸念表明を受けたことがありますか。(複数回答可)

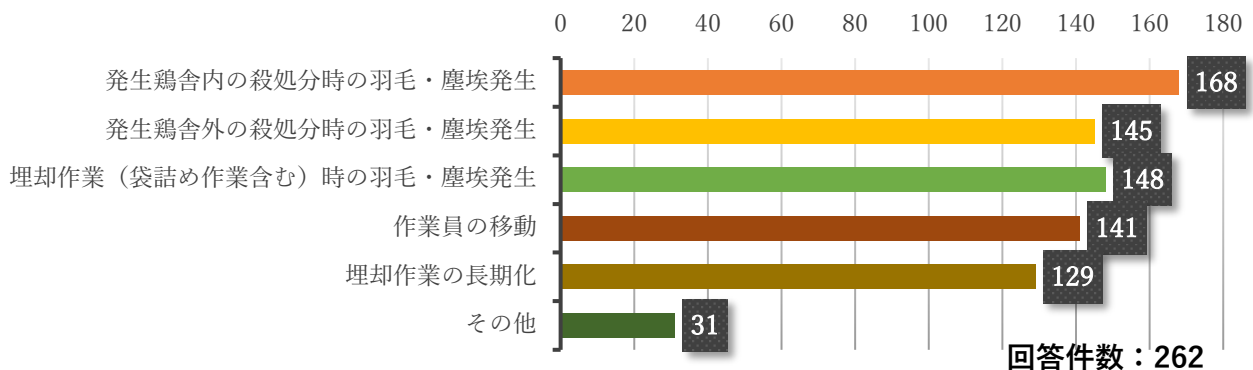


◎「その他」の主な記載概要

- a) 地元生産物の風評被害。
- b) 周辺地域住民に行政も交えた周知の場もないため、影響等がつかめない。
- c) 以前、トランスバッグでの処分鶏の埋却は、予定地周辺住民から反対され断念、令和 5 年時はパール缶での処分鶏埋却は、地主も隣接居住者も安心してきて同意。
- d) 周辺地域住民が埋却地を知らないのではないか。
- e) 借地になるため、永久埋却になるか問われている。



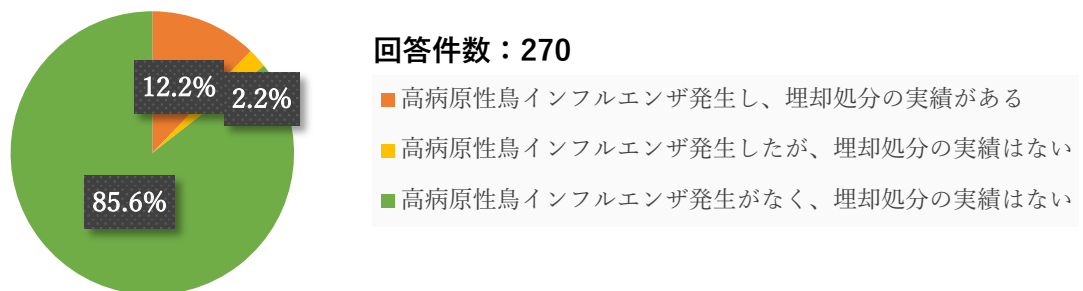
2.1.3) 埋却作業の際、以下のどの要因が周辺へのウイルス拡散に寄与する可能性があると思いますか。(複数回答可)



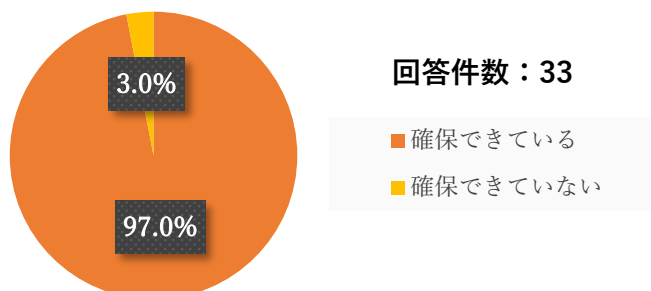
◎「その他」の主な記載概要

- 換気による羽毛、塵埃の大量発生。
- 鶏舎を密閉、外へのウイルス拡散防止をしないと、乾燥・風向・風力次第で感染拡大のおそれ。
- 羽数が少ない場合、影響は少ないと考える。
- 近隣に農場がない場合は問題ない。
- 処理後すぐに埋却ができないので、野鳥が処理鶏をついばんでいる場面が見られた。
- 空気感染と言える状態であるので、それらに関する事全てが該当すると考えられる。

2.1.4) 貴農場において、令和4年シーズンから令和6年シーズンにかけて、埋却処分を行った実績がありますか。

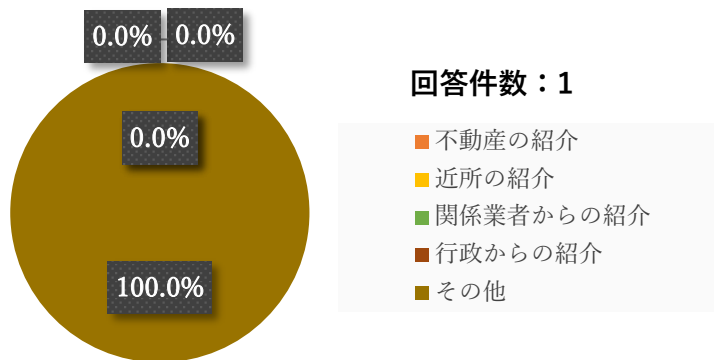


2.1.5) 2.1.4)で「埋却処分の実績がある」と答えられた方にお尋ねします。被災された際に、経営再開のためには、その処分に要した埋却地以外に、追加で埋却地を用意することを求められますが、追加の埋却地は確保できていますか。





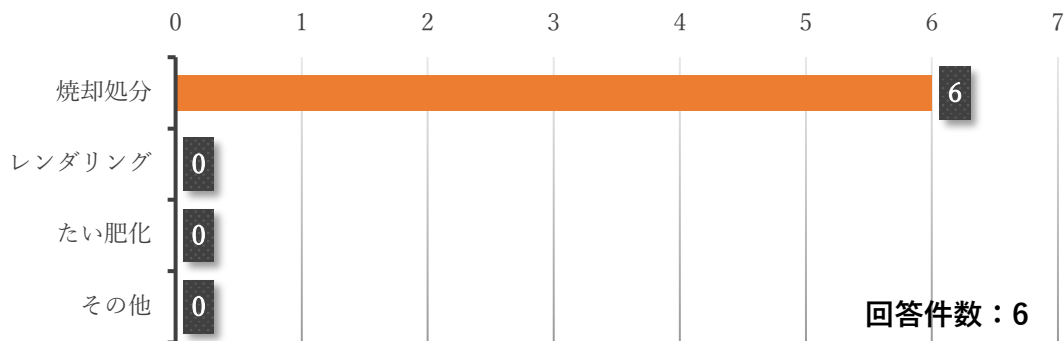
2.1.6) 2.1.5)で「確保できていない」とご回答された方にお尋ねします。今後、埋却地の確保についてどのような方法を検討されていますか。



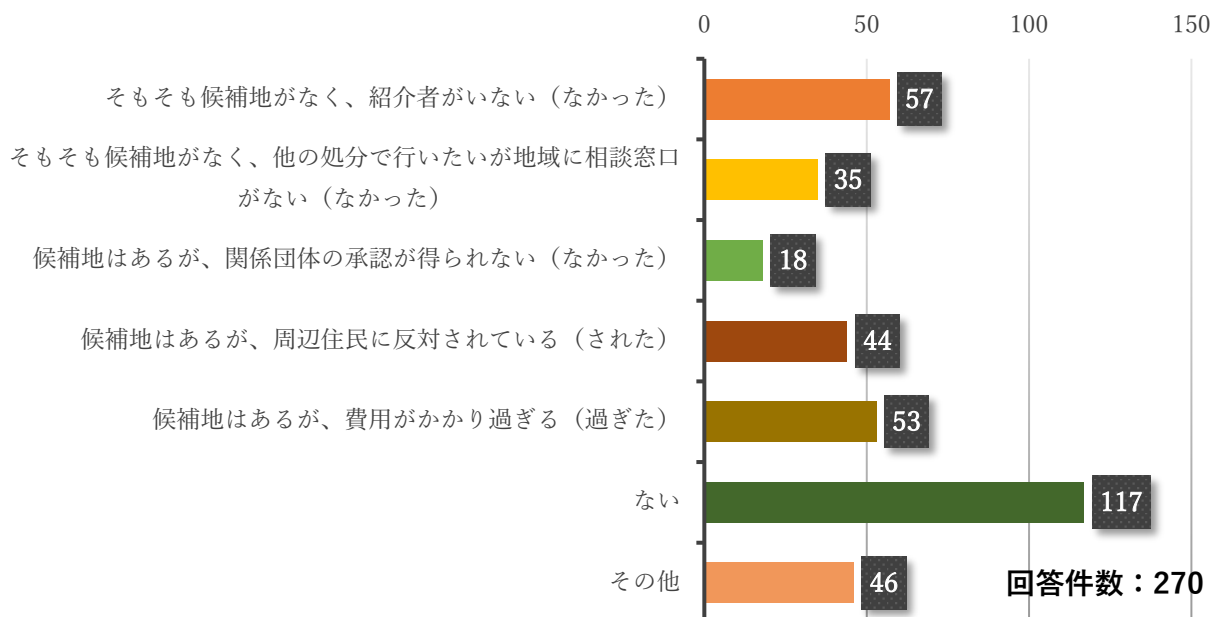
◎「その他」の主な記載概要

a) 紹介ではなく行政に関わってもらいたい

2.1.7) 2.1.4)で「埋却処分の実績はない」と答えられた方にお尋ねします。どのような方法で処分されましたか。(複数回答可)



2.1.8) 埋却地の確保について、問題があるとすればどのようなものですか。(複数回答可)

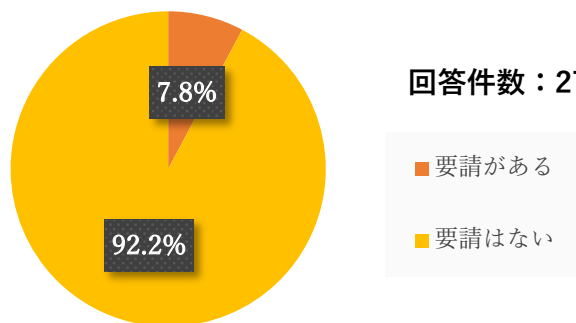




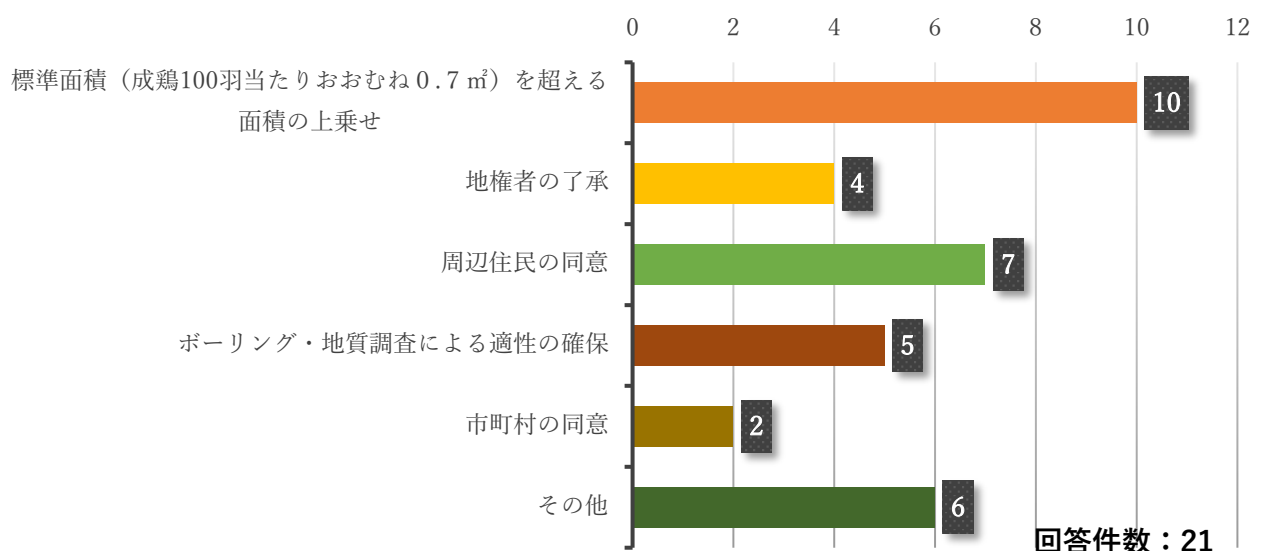
◎「その他」の主な記載概要

- a) 候補地はあるが、地元の反対により行政から承認を得られるか分からない。
- b) 実際に発生し、農場敷地内に埋却処分となった時点で周辺住民からの懸念が予想される。
- c) 候補地があっても地質調査で水が出て不適格とされた。
- d) 地下水位が高く、深掘不可能でペール缶の積上げ高及び盛土制限があり、埋却地の活用が困難。
- e) 一度発生し次の埋却地を確保するのは困難と考えている。
- f) 借地利用ができない。
- g) 埋却後の再度の確保、埋却後の活用ができない。埋却は将来への負の財産を残すだけと感じる。
- h) 候補地はあるが市街地に隣接のため難しい。
- i) 農地の購入が出来ず、山林や原野を購入しても埋却地としての維持管理が困難となる。
- j) いざ埋却となった時、土地が狭すぎると行政から指摘された。
- k) 発生農場ではなく、行政が埋却地を確保すべきである。

2.1.9) 貴農場が所在する都道府県または市町村の埋却地にかかる指導について、国の防疫指針・飼養管理基準に加え、さらに上乗せの要請をされていますか。



2.1.10) 2.1.9)で「要請がある」と答えられた方にお尋ねします。上乗せの内容は、どのようなものですか。(複数回答可)



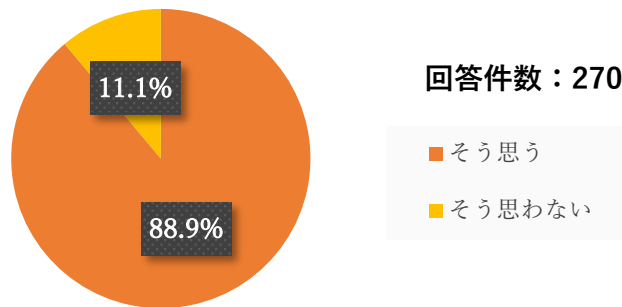
◎「その他」の主な記載概要

- a) 周辺に川があり行政から許可が下りない。
- b) 水源から 500m 以上離れていること。
- c) 埋却地に地下水が出てこないかの調査要請を受けた。

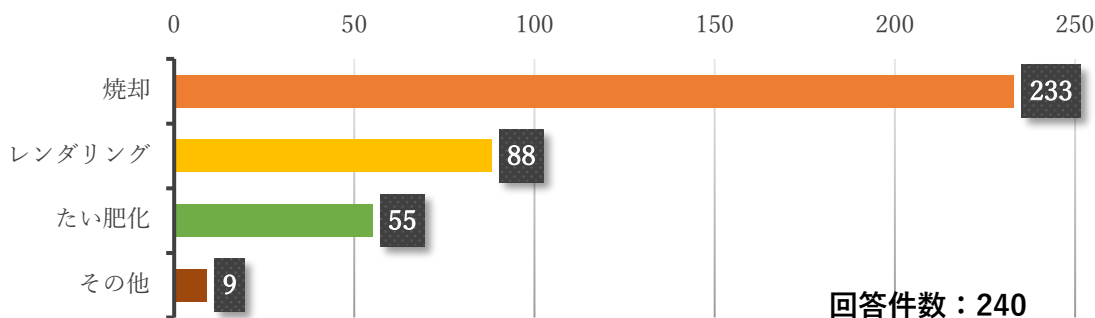


- d) 試掘させて欲しいといわれた。
- e) 埋却地までのルート確保(大型車、重機の移動のため)。

2.1.11) 埋却処分に係るリスク・費用等の課題を踏まえると、埋却以外の処分方法への転換を推進すべきと考えますか。



2.1.12) 2.1.11)で「そう思う」と答えられた方にお尋ねします。埋却以外にどのような処分方法を推進すべきと考えますか。(複数回答可)



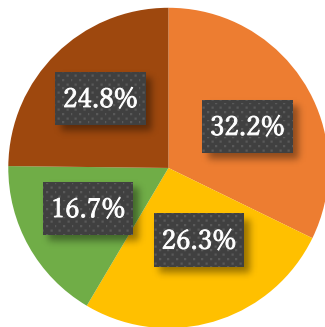
2.1.13) 上記以外で埋却についてご意見や課題と思われることがあれば追記ください。(主な記載概要)

- a) 適正な埋却地を生産者のみで確保するのは難しく、行政にも積極的に関与してほしい。
- b) 自己所有土地への埋却が周辺住民の反対に合うならば生産者単体で埋却地を確保するのは無理である。
- c) 掘起こして処理する際の費用を支援してもらいたい。
- d) 卵や鶏糞を埋めた部分が沈下し見栄えが悪く、近隣住民からクレームが出ることを懸念した。
- e) 土地の高い地域においては埋却ではなく焼却すべき。
- f) 埋却による不具合や問題があるにもかかわらず代替案の議論が進んでいないことに疑問を感じる。
- g) 一次的な埋却保管は仕方ないが、焼却前提として最後まで補償も含めお願いしたい。
- h) 地下水への影響負荷が大きく、その汚染が鶏の飲料水に影響してしまう。
- i) 埋葬地が敷地内なので、以降の飼育に影響する。
- j) インフル発生の大規模農場は新しい埋却地が見つかるまで事業再開するべきでない。
- k) インフルが発生しなくても埋却地が無い。一定羽数以上の大規模農場は羽数を増やすべきでなく、すぐに埋却地を見つけるべき。一定羽数以下の小規模農場には埋却以外の方法を考えるべき。



2.2 焼却処分について

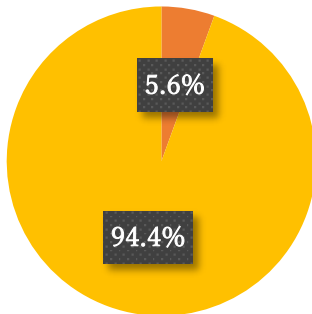
2.2.1) あなたの都道府県では、焼却処分は現時点で認められていますか。



回答件数：270

- 認められている
- 認められているか否かはわからないが県内での実績はないと考える
- 認められていない
- 情報が無いのでわからない

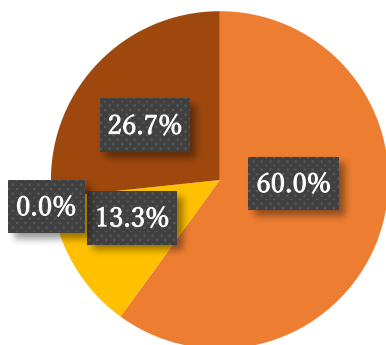
2.2.2) 貴農場では、R4年シーズンから R6年シーズンに鶏の焼却処理を行った実績がありますか。



回答件数：270

- ある
- ない

2.2.3) 2.2.2)で、「ある」と回答された方にお聞きます。その理由は何ですか。



回答件数：15

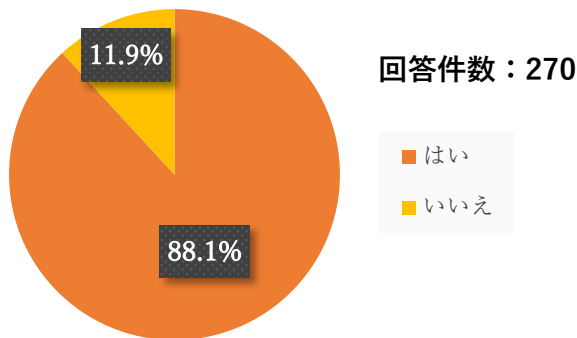
- 行政が選択した
- 埋却用地が確保されておらず、選択した（焼却場への手続きは行政側で実施）
- 埋却用地が確保されておらず、選択した（焼却場への手続きは農場側で実施）
- その他

◎「その他」の主な記載概要

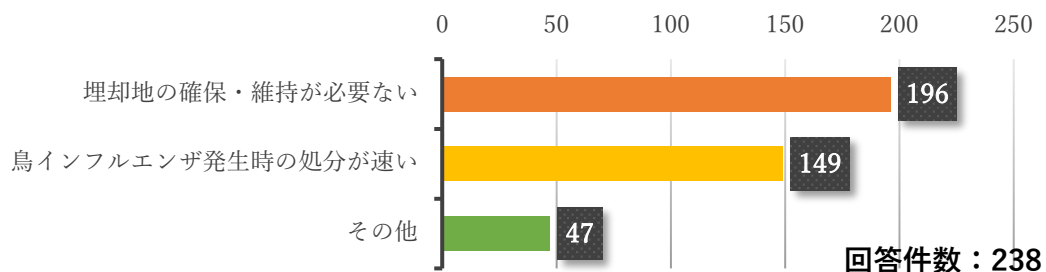
- a) ゴミ焼却場管理者（行政）との連携が取れず、新設焼却炉の利用は反対を受けた。
- b) 最初の発生農場だけは汚染物品の搬出による感染拡大への懸念から、全量焼却が粛々と進められたが、後発した農場は処分鶏も汚染物品もほぼ全て埋却となった。



2.2.4) 焼却処分を希望しますか。



2.2.5) 2.2.4)で、「はい」と回答された方にお聞きます。理由を選択ください(複数回答可)。



◎「その他」の主な記載概要

- a) 埋却した場合の地元住民とのトラブル回避のため。
- b) 埋却と漏出による水質への影響が少なく環境汚染がないため。
- c) 殺処分鶏が焼却されれば、ウイルスの死滅のイメージが強く、一般消費者も安心すると考えられる。
- d) 処分鶏を埋却した場合、将来的にその土地を使用できなくなってしまうため。
- e) 埋却と比較して、防疫処置後の不安がないため。
- f) 埋却地を確保しているが、実際に掘り起こしてみないと適性がわからないため。

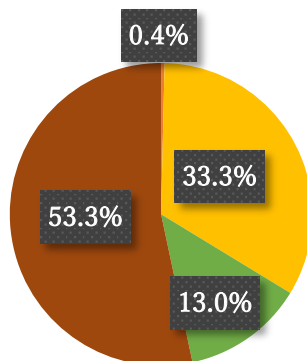
2.2.6) その他、焼却処分についてご意見があれば記載ください。(主な記載概要)

- a) 養鶏経営を継続するうえでは、周辺住民の感情や生活環境への影響、発生農場の再開に向けた負担軽減からも、焼却する必要がある。
- b) 埋却とは異なり、臭気や水質汚染等の心配がない。
- d) 行政主導で焼却処分の施設を普及・整備してもらいたい。
- e) 小規模の農場では、再開するための新たな埋却地の確保は難しく経営再建も不可能に近い。
- f) 全ての都道府県で焼却が可能となるようにしてほしい。
- g) 鶏の油で焼却炉が痛むため小規模農場は焼却炉を使用し、大規模農場は埋却することがよい。
- h) 現在、県内で発生時に焼却する場合、20 万羽が上限となっており、焼却羽数の引上げが課題。
- i) 焼却処分はしたいと思うが、周囲への臭いや二酸化炭素発生は気になる。
- j) ペール缶の費用負担について都道府県で違いがある。ペール缶が不足すると焼却場まで運べなくなるため、焼却ができなくなるので、ペール缶以外で密閉して運搬する方法があるとよい。
- k) 近くに焼却できる場所がなく、遠くまで運搬となると万が一ウイルス飛散の懸念が残る。



2.3 レンダリング処分について

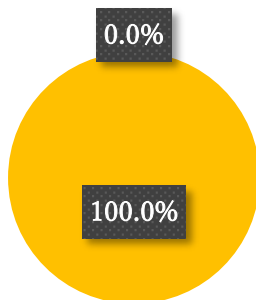
2.3.1) あなたの都道府県では、レンダリング処理は現時点で認められていますか。



回答件数：270

- 認められている
- 認められているか否かはわからないが県内での実績はないと考える
- 認められていない
- 情報がないのでわからない

2.3.2) 貴農場では、R4年シーズンからR6年シーズンに鶏のレンダリング処理を行った実績がありますか。

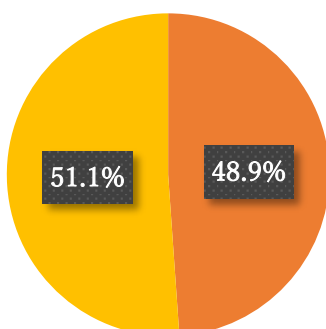


回答件数：270

- ある
- ない

2.3.3) 2.3.2)で、「ある」と回答された方にお聞きます。その理由は何ですか。 回答者なし。

2.3.4) レンダリング処分を希望しますか。

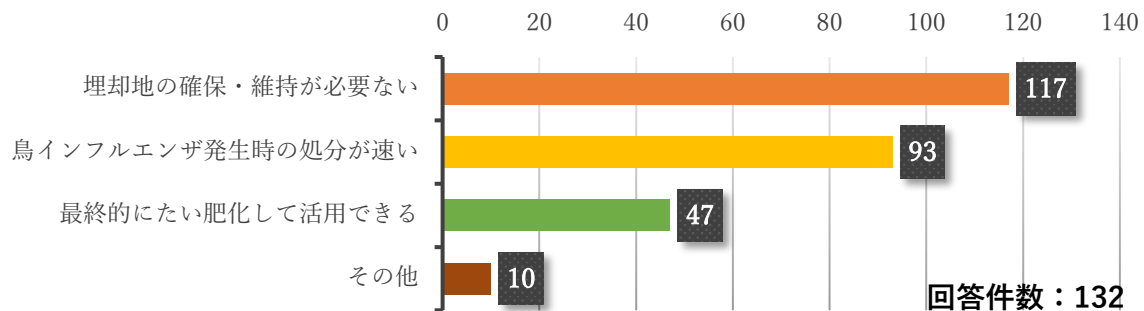


回答件数：270

- はい
- いいえ



2.3.5) 2.3.4)で、「はい」と回答された方にお聞きます。理由を選択ください(複数回答可)。



◎
「そ
の

他」の主な記載概要

- a) 地元住民とのトラブル、埋却した場合の長期間の精神的ストレスを回避できるため。
- b) 環境問題の軽減につながる。
- c) 作業員の負担軽減につながる。
- d) 骨は別にして死亡鶏体が無くなる。

2.3.6) その他、レンダリング処分についてご意見があれば記載ください。(主な記載概要)

- a) 大規模農場の場合、レンダリング処理羽数に制約があると想定されるので、焼却と合わせて迅速な処理が出来る体制を整備してほしい。
- b) レンダリング処理に関する情報がないことから判断できない。
- c) 県に確認したところ、鶏の処分に対応できるレンダリング装置がない為、鳥インフルエンザでのレンダリング処分は考えていないとのことだった。
- d) 専用レンダリング施設を新たに建設しなければならない。
- e) レンダリング処分によって活用される飼料・肥料に対する風評被害がないかが心配である。
- f) 埋却処分は土地の確保、隣接者への影響など問題が多い一方、レンダリング処分は鶏を有効活用できることから良い方法と考える。
- g) レンダリング費用が場合によっては他の処理方法より高額になる可能性もある。
- h) 埋設、焼却以上に感染個体を含む家さんなどの移動があり、近隣に施設がない場合は運搬によるウイルス拡散の危険があると思われる。
- i) 受け入れ施設との事前協議が難しいと思われる



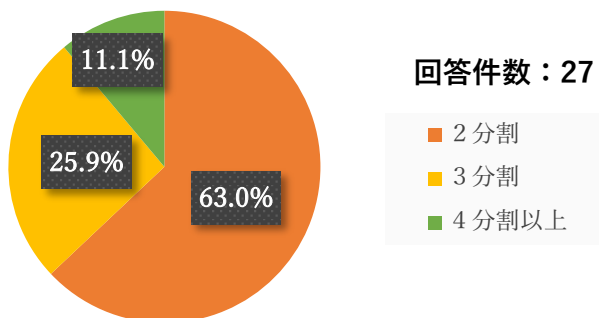
3 農場の分割管理について

今日、高病原性鳥インフルエンザの大規模な発生が多発することにもない、発生農場において、全羽数殺処分が発生、それによる生産者の生産コストの増大に加え、行政側の費用や人材派遣・資材提供等の負担の増大、供給への影響が大きな課題となっております。このような中、左記の負担の軽減を図るため、農場の分割管理(農林水産省「農場の分割管理に当たっての対応マニュアル」参照)の導入に対する議論が高まっております。左記についてお聞きます。

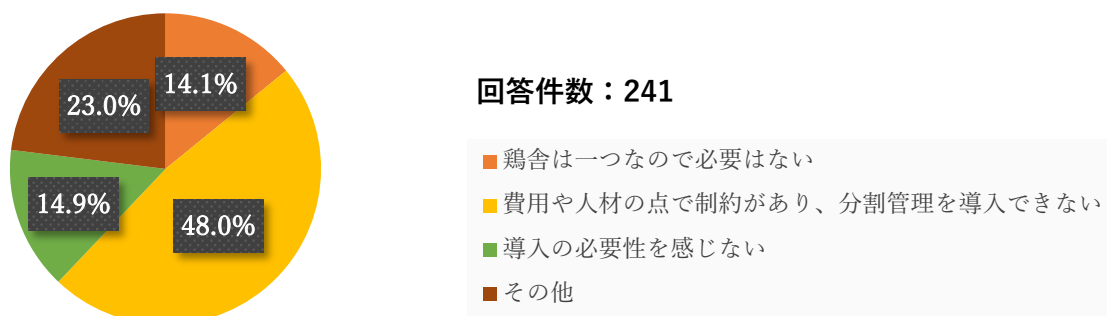
3.1) 回答対象農場について、農場の分割管理を導入していますか。



3.2) 3.1)で、「導入した」又は「導入予定である」を選択した方にお聞きます。分割管理後の各農場(衛生管理区域)の分割数を選択ください。



3.3) 3.1)で、「導入していない(予定もない)」を選択した方にお聞きます。導入していない(予定もない)理由を選択ください。

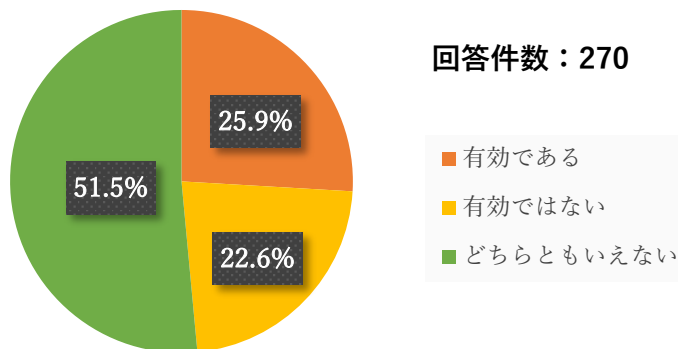




◎「その他」の主な記載概要

- a) 農場内の建物は隣接しており集卵、鶏糞処理施設を分けるための敷地の余裕もなく、膨大な費用要するため現実的ではない。
- b) 広大な農場敷地が無いとため、新たな導線や施設を設置することが難しいこと及び費用をかけても風によるウイルスの拡散に対しては防御が難しいため。
- c) 別セットの集卵設備等を作る必要があり、敷地に制限があることに鑑み現実的ではない。発生させないことに注力している。
- d) 分割管理で本当に鳥インフルを防げるのか疑問である。
- e) 既存鶏舎の立地・配置では分割管理が難しく、中小規模の農場では管理上難しい。
- f) インラインでバーコンベアやスクレパーはつながっているため分割できない。
- g) 自社農場は解放鶏舎で、同敷地内にあるので、発生時に全頭処分となってしまう。

3.4) 農場の分割管理は有効だと考えますか。



3.5) 3.4)で、「有効である」、「有効ではない」、「どちらともいえない」に回答した理由を記載ください。

① 3.4)の回答が「有効である」とした主な理由(主な記載概要)

- a) 影響が全棟に及ばず、感染していない鶏の殺処分を回避することができる。
- b) 鳥インフルエンザ発生時、従業員の雇用を守ること及び卵の供給先への影響を軽減につながる。
- c) 人と物の行き来が減少し作業員がウイルスを伝搬するリスクが削減、衛生管理のレベルが上がる。
- d) 感染リスクの低減による被害の縮小と防疫意識改革につながる。
- e) 近隣の農場で発生した際の交差汚染リスクが低減される。
- f) 羽数が多い場合は有効である。
- g) 資金と人材が整えば導入したい。
- h) 分割管理にかかわらず鶏舎毎の検査を行い、陽性だった場合のみ殺処分されるべき。

② 3.4)の回答が「有効ではない」とした主な理由(主な記載概要)

- a) 空気感染や飛沫感染を予防しない限り、分割管理は意味がないように感じる
- b) 管理する要素が増し、最も重要な鶏舎内へのウイルス侵入対策が手薄になるおそれがある。
- c) 空気感染が疑われていることに鑑み、壁で仕切った程度では感染拡大してしまうと考えられる。
- d) 分割管理でよりも、消毒(ミストなど)や換気量増加などの管理の方が有効と感じる。
- e) 分割すると人件費やその他の費用が余分に発生してしまう。
- f) 中小規模の事業者では分割自体は難しい。
- g) 感染源が特定できず感染力が強い HPAI は拡大を早期に抑えるための全処分ではなかったのか。
- h) 分割管理をしてもウイルスの伝播を確実に防げるかは分からず、費用対策効果が悪い。



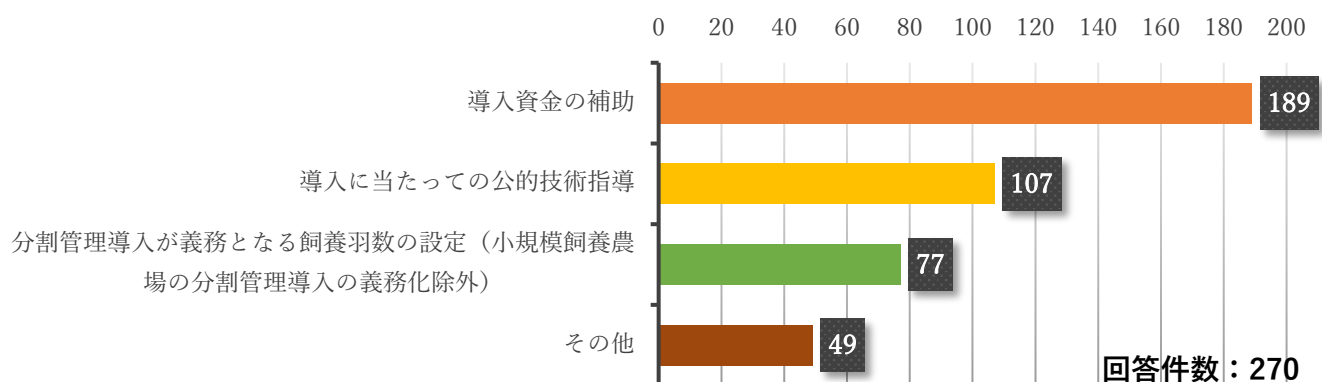
③ 3.4)の回答が「どちらともいえない」とした主な理由(主な記載概要)

- a) 非常に広い敷地があり確実な分割管理が可能な農場ならば可能と考える。
- b) 初期投資と運用コストが増加し生産しても、卵を高く販売できるわけではなく、経営に支障をきたす。
- c) 分割管理しても埃塵が原因で感染が広がるのなら、隣接する農場では感染を防ぎきれないおそれ。
- e) 鶏舎が密集している場合や殺処分に時間を要すると効果がないが、鶏舎間がある離れており、速やかに殺処分ができれば有効。
- f) 近距離でなくても感染を免れないため、同一敷地内での分割管理は意味をなさないと思う。
- i) 完全に分割し作業ができるとは考えづらい
- l) 全羽数殺処分にならないのは当該農場にとってはいいが、周辺の生産者からするといつまで経っても制限区域が解除されない可能性がある。
- m) 大規模農場は可能でも、小規模農場では分割管理する人材・コストなどの面から現実的ではない。

3.6) 農場の分割管理を仮に導入を検討する場合、どのような規制を緩和すると分割管理の導入が円滑に導入できると考えますか。以下に記載ください。(主な記載概要)

- a) 構築に向けた支援体制や十分な補助金等の支援。
- b) 規制を緩和すれば鳥インフルエンザの発生リスクが高まることから、規制緩和は必要ない。
- c) やむを得ず車両等が行き来する場合に認められる消毒方法の明確化に対応できる設備。
- d) 集卵設備の共有、糞処理施設の新設助成、同一人材による新設更衣室設置助成と更衣室経由での管理、運搬車両の追加助成。
- e) 鶏糞施設の除外及び 1 次醗酵済み鶏糞の扱いについての指針の明確化。
- f) GP 併設農場の規制の緩和。
- g) ウイルス拡散のリスクを考慮したマニュアルの作成
- h) 一部の設備の共用(鶏糞処理場や更衣室)農場掛け持ちを可能とすること。
- i) 中規模農場の場合、堆肥舎を 2 つ持つ(重機もそれぞれ必要)ことはとてもコスト面での負担が大きいため、堆肥の受入れの規制緩和。
- j) 科学的根拠に基づいた鶏糞や破卵、斃死鶏の処理施設の農場内共用。
- k) 飼料の搬入に規制緩和。
- l) 分割管理農場がその区域内の場合の出荷や移動制限の緩和。

3.7) 農場の分割管理の導入に当たっては、どのような条件があると円滑な導入が可能と考えますか(複数回答可)。



◎「その他」の主な記載概要

- a) インフルエンザワクチンの予防接種との併用。
- b) 人員確保の確保、重機購入・堆肥舎建設・鶏舎建築、隣接地の農地取得等導入資金への支援。

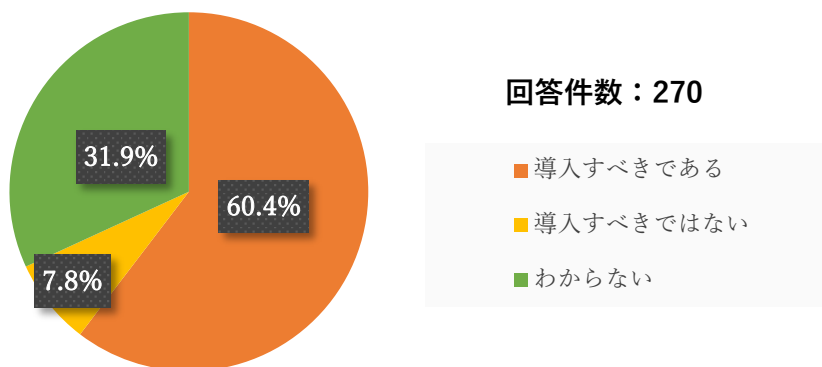


- c) イニシャルコスト以外に、人件費等のランニングコストに対する補助。
- d) ウイルス拡散のリスクを考慮したマニュアルの作成。
- e) 分割管理は実情からかけ離れた空論であり、対策しても無駄であることから導入する必要がない。
- f) 実質的に大規模事業者に限られる分割管理に対する補助金交付の仕組みに疑問が残る。

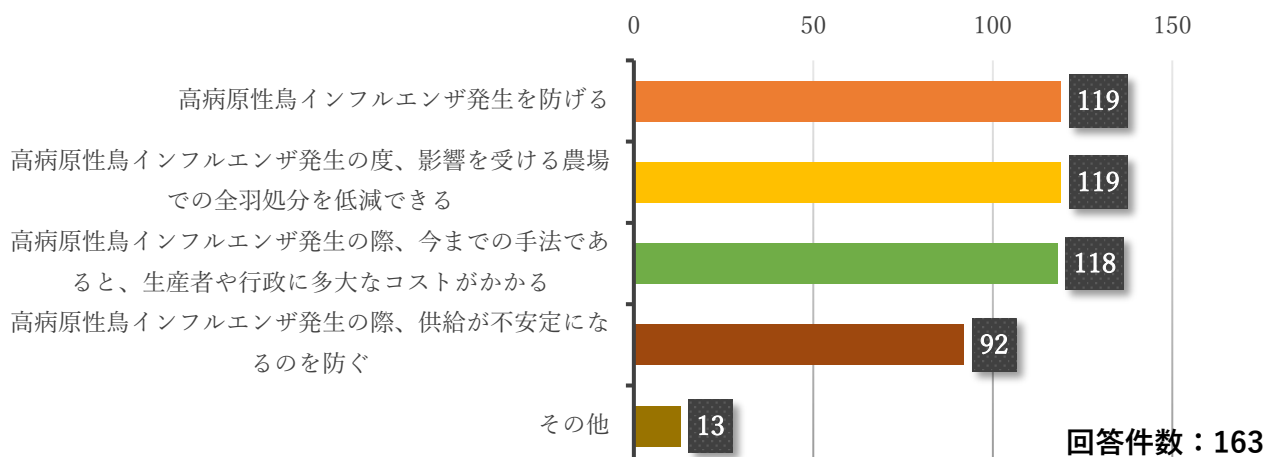
4 高病原性鳥インフルエンザに対する(予防)ワクチン接種について

今日、国際的に高病原性鳥インフルエンザの大規模な発生が多発するなか、予防ワクチン開発がすすみ、予防ワクチンに対する関心が高まっております。これについてお聞きます。

4.1) ワクチンを導入すべきと考えますか。



4.2) 4.1)で「導入すべきである」と回答した方にお聞きます。その理由を選択ください(複数回答可)。

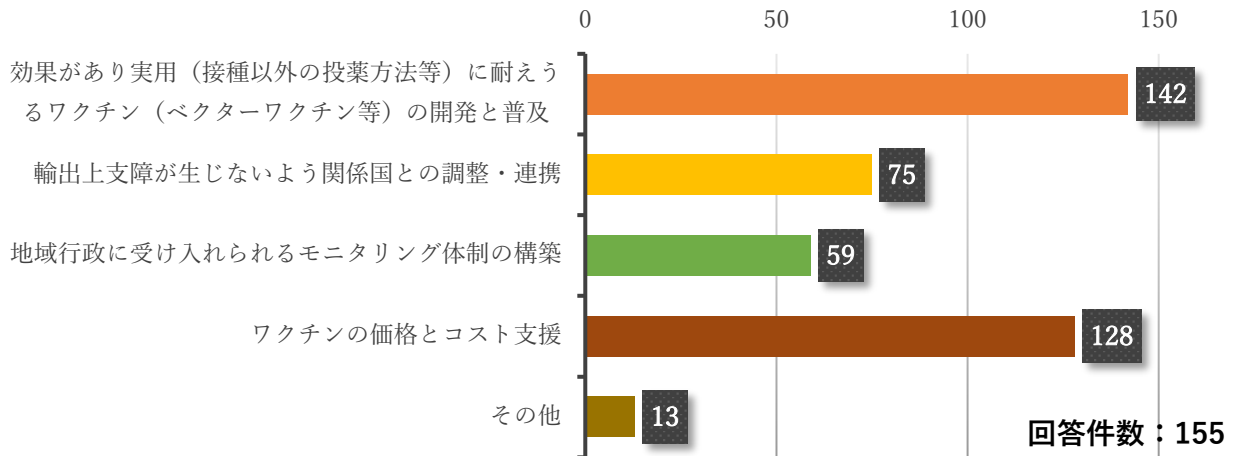


◎「その他」の主な記載概要

- a) 現在の発生状況では、生産者の努力のみで鳥インフルエンザを防ぐことは難しい。
- b) ワクチンの使用により、鳥インフルエンザの発生確率を低減することができ。
- c) ニューカッス病予防ワクチンが当初認可されなかったが、ワクチン接種導入で発生を予防できた。
- d) 従業員自身の感染への精神的不安が緩和される。
- e) 毎年、渡鳥が飛来するシーズンの精神的ストレスが緩和される。



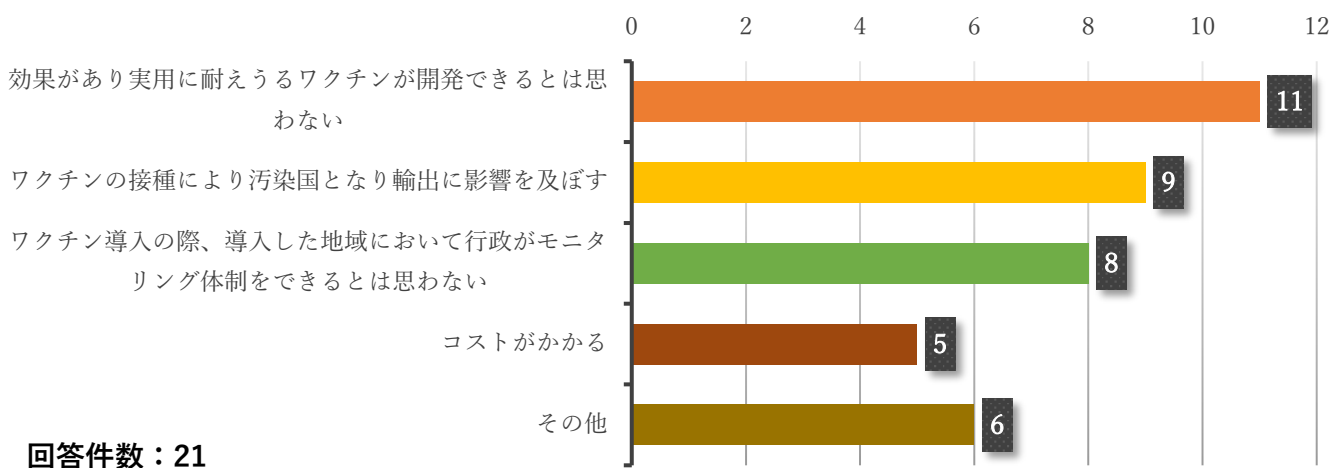
4.3) 4.1)で「導入すべきである」と回答した方にお聞きます。導入に当たって今後対応していくべき課題を選択ください(複数回答可)。



◎「その他」の主な記載概要

- 行政によるワクチン接種された卵の安全性に関する消費者に対する説明。
- 効果の確実性の担保。
- ワクチン株又は野外感染株か判断できる仕組み。
- 注射では負担と費用が発生するため、飲水投与が可能なワクチンの開発。
- ワクチン効果が認められた場合、生産者の増羽意欲が高くなると考えられ、低卵価対策が必要。

4.4) 4.1)で「導入すべきではない」と回答した方にお聞きます。その理由を選択ください(複数回答可)。



◎「その他」の主な記載概要

- 毎年の接種は生産者の負担が大きい。
- 注射による接種は労力の負担が大きい。
- 抗体検査の中で、感染したのかワクチンの抗体なのかわかりづらくなってしまう。
- ブロイラーでは使用できない場合、採卵場だけワクチンを使って効果があるのか。
- ワクチンは、保菌され変異する可能性があり、変異で人に感染する事を防ぐ為に、家畜伝染病予防法に基き殺処分している。ワクチン接種により症状が出さないことより、保菌させないことが重要。



5.その他

その他、記載すべきことがあれば記載願います。(主な記載概要)

- a) 分割管理やワクチン、埋却・焼却問題等、予防や事後の対応についての議論も重要であるが、飼養羽数の大規模化が進んでいる中で、全羽殺処分という法律の改正が必要なのではないかと思う。
- b) 殺処分方法を埋却ではなく焼却処分にして欲しい。その理由として、①鶏舎新設・増設したいが、現状では難しいこと、②発生後の再開のハードルが下がり、復帰が早くなること、③埋却では、埋却後の水質汚染・匂いの発生・動物性油脂などの心配があることが挙げられる。
- c) 鳥インフルエンザ発生は事業者の責任であり、事業者が殺処分等行うべきとの認識が強く、行政に拠る処分が行われた埋却後の埋却地の地下水への影響、臭気の発生等のモニタリングを求められ、定期的に地域住民も含めたフィードバックを地元市町村と連携して行わなくてはならない。
- d) 鳥インフルエンザ発生時と非発生時の鶏卵価格差が大きすぎ、安定的な経営ができない
- e) 鳥インフルエンザについて一般消費者が正しく知らないように思う。インフルエンザウイルスが付着していて卵に触れると鳥インフルエンザに感染すると思込んでいる消費者もいる。
- f) 行政側で焼却の普及を進めてほしい。埋却地確保は困難で養鶏産業が衰退していくおそれ。
- g) インライン GP での運営のため、バーコンを分けたらと言って販売先の風評は無くならないと思う。
- h) 鳥インフルエンザが発生した場合、分割管理によって殺処分を免れた農場とその卵を扱う GP の現場の方々が出社してくれるのか、また、風評の不安がある。
- i) 更なる鳥インフルエンザの防疫の取組みをすると、発生シーズン後にコスト面・価格面で不安がある。
- j) 国内の羽数は十分足りていることから、鳥インフルエンザの発生農場においては、国庫の補助金や保険金等を高額支給することにより、廃業を促すことも視野に入れるべきではないか。
- k) 鳥インフルエンザの発生を防止できる対策には賛成ですが、まずはワクチン導入に関する具体的な事項を決めていく必要があるように思う。
- l) 鳥インフルエンザの患畜を埋却するだけで地域住民から抗議が入るからという理由で、若い後継者が廃業しているという現実がある。
- m) 生産者では 100%防ぎきれず、今後の鶏卵業界にとって大切な問題と感じている。
- n) 発生の際、ウイルスが周囲に拡散する前に、速やかに殺処分する体制を準備しておくことが極めて重要であることから、ワクチンをうまく活用し、発生確率を減らす具体的な方法を探る必要がある。
- o) ワクチン接種はベクターワクチンによる 1 回のみ等、農場側の負担軽減と接種後のモニタリングコスト、県職員への負担の軽減が無ければ、導入は難しい。
- p) 一般消費者への正しいワクチン知識が必要。完全なルール化(無ワクチン鶏を作らない)
- q) ワクチン肯定派が一定数出てきたようだが、そもその発端を理解していないと見受けられる。今一度、何故家畜伝染予防法で処分が決まったか、学び直して貰いたい。
- r) ワクチンによって発生を防ぐ事ができれば、人的及び金銭的において負担が減る。
- s) ワクチン導入は理解できるが、発生農場の全殺処分が前提である限り、有用性は低いと考えられる。
- t) ワクチン接種はどの程度のリスクがあるか不明な部分が多く回答できない。
- u) ワクチン接種後に感染した鶏の処分方法等の具体的な策が不明である。
- v) 国内の需給バランスは崩れかけており、ワクチンが導入されれば国内は明らかな供給過多になり卵価低迷を招くので、国が飼育羽数を規制し現状以上に増やさない制度を作る等の政策が必要となる。
- w) 鶏への健康被害の可能性もあるため、ワクチンを接種しなくて済むならばその方が望ましい。
- x) 日本は衛生管理を諸外国に比べてレベルの高い防疫を実施しているなか、この問題で存続の危機を迎えており、そのためにはワクチンの実施や免疫力を高める鳥たちの飼養を進める必要がある。



令和7年 鳥インフルエンザ経営再建保険の募集について

会員の皆様が安心して採卵養鶏業に従事できるよう、高病原性鳥インフルエンザに感染した場合に経営再建を目指す採卵鶏農家を日鶏協は全力でサポートします。

会員の皆様へは7月18日（金）に関係書類一式をピンク色の封筒で発送させていただきます。

令和7年の補償内容等、以下概要をご案内いたします。詳細は後日発送しますパンフレット等をご参照ください。



令和7年 鳥インフルエンザ経営再建保険

(1) 募集要領

申込期限 令和7年9月 5日(金)

保険料払込期限 令和7年9月12日(金)

保険期間 令和7年10月1日(水)～令和8年9月30日(水)(12ヶ月)

保険料 成鶏 1 羽あたり12.10円、育成鶏 1 羽あたり6.00円
(高病原性鳥インフルエンザ補償)

引受保険会社 共栄火災海上保険株式会社（幹事）

(2) 補償内容

保険金額 成鶏 1 羽あたり430円、育成鶏 1 羽あたり180円

総支払限度額(*1) 3億円（募集全体での合計保険料8,000万円以上の場合）
～ 12億円（同じく10.6億以上の場合）

(*1)総支払限度額は、合計保険料に応じた金額となります。

(※1)総支払限度額（確定）は、保険始期（10月1日）以降、加入者証にて通知されます。

(3) 保険金支払

経営再建を問わず、保険金を一括でお支払いします。(*2)

死亡・殺処分羽数が10万羽を超える場合には、自己負担（免責）が発生します。

(*2)大量発生等により総支払限度額を超える支払が想定される場合は、その限りではありません。協会にて加入者への公平な保険金支払いを行います。

既加入者の皆様はよくご存じのことと思いますが、**本保険は日本養鶏協会会員様限定で加入することのできる団体保険となっております。**年に一度のこの機会に、ぜひご加入をご検討ください。

【お問い合わせ】

業務第1部 Tel: 03-3297-5515



たまごの魅力を伝える食育ブース！ ～第20回食育推進全国大会 in 徳島に出展～

たまご知識普及会議（事務局：日本養鶏協会）は、令和7年6月7日（土）～8日（日）に徳島市で開催された「第20回食育推進全国大会」にブース出展を行い、来場者に鶏卵の栄養や魅力を伝える取り組みを実施しました。

この大会は、毎年6月の「食育月間」にあわせて農林水産省と開催地の都道府県が連携して開催しているもので、今回は徳島県の「アスティとくしま」を会場に全国から160を超える企業・団体が参加し、24,000人の来場がありました。

今年のテーマは「食の力は無限大」。食品ロスや地産地消、伝統的な食文化など多彩なテーマのブースが並び、家族連れを中心に多くの来場者で賑わいました。



出展ブースでは、たまごの栄養価や機能性に関するパネル展示、クイズ形式の学習コンテンツ、パンフレットの配布などを通じて、子どもから大人まで幅広い世代に鶏卵の魅力をわかりやすく伝えました。特に、たまごの様々な価値を伝える「たまごクイズ」では、栄養素や保存方法など日常に役立つ知識を楽しく学べる仕掛けが好評で、笑顔と驚きの声が絶えませんでした。

食育に関心がある方が多いため、鶏卵が持つ高い栄養価と健康への貢献について丁寧に説明を行う中で、来場者からは、「たまごがこんなに栄養豊富だとは知らなかった」「たまごの知らないことが知れて良かった、もっとたまごを食べます」といった声も多く寄せられ、食育を通じて鶏卵の価値を再認識していただく機会となりました。

2日間の出展を通じて、地域の食文化や健康づくりに関心のある多くの方々に鶏卵の重要性を広く伝えることができました。今後もこうした普及啓発活動を継続し、消費者と生産者をつなぐ「たまごのかけ橋」となる取り組みを一層推進してまいります。



【お問い合わせ】

業務第2部

Tel : 03-3297-5515



畜産物輸出促進協会 鶏卵輸出協議会 第 11 回通常総会 開催 “協議会の一層の活性化に期待”

令和 7 年 6 月 20 日（金）16：00 より、馬事畜産会館・2 階会議室において、鶏卵輸出協議会第 11 回通常総会が開催されました。

冒頭、落水会長よりご挨拶があり、日本産鶏卵の輸出は堅調で、今後も主力の香港およびシンガポール向け輸出に向けた活動に最大限尽力し、他国産鶏卵との競合のなか、シェア維持拡大を図るため、プロモーション活動を行っていく。引き続きオールジャパンで日本産鶏卵のブランド力向上と輸出数量の拡大を目指していきたいと発言がありました。



その後来賓を代表し、農林水産省畜産局食肉鶏卵課食肉需要対策室 上田泰史室長よりご祝辞とご挨拶を頂きました。また、ご来賓として、農林水産省畜産局食肉鶏卵課 赤松大暢課長補佐、同佐藤満美子畜産専門官、日本貿易振興機構 松原哲郎課長代理、日本畜産物輸出促進協会 作山壮一事務局次長にご臨席頂きました。

議事については「第 1 号議案 令和 6 年度事業報告及び計算書類に関する件」、「第 2 号議案 令和 7 年度事業計画案に関する件」、「第 3 号議案 令和 7 年度収支予算案に関する件」、「第 4 号議案 一般社団法人日本養鶏協会と業務委託契約を締結する件」、「第 5 号議案 役員の選任に関する件」が可決され、岡田会長、杉原副会長、中西副会長、落水理事、笠原理事、設樂理事、市田理事、梅原監事の新体制のもと令和 7 年度がスタートしました。

また、総会では、協議会事務局の情報提供及び会員・関係団体との連携の更なる強化による、協議会の一層の活性化への強い期待が表明されました。

【お問い合わせ】

日本畜産物輸出促進協会

鶏卵輸出協議会 事務局

Tel : 03-3297-5508 Fax : 03-3297-5519





鶏卵公正取引協議会 第 16 回通常総会 開催

令和 7 年 6 月 30 日（月）13：30 より、馬事畜産会館において鶏卵公正取引協議会第 16 回通常総会が開催されました。



杉原会長の挨拶の様子

当協議会は、事業者会員数 121、団体会員数 2、賛助会員数 2、合計 125 名の会員数で運営している協議会になります。このうち議決権につきましては、123 となっており、当日の出席者数は 110 名（議決権行使状 101、出席者 8、WEB 出席 1）でありました。公正取引協議会の組織および運営に関する規則第 14 条より会員総数の過半数以上の出席となりましたので、本総会は、成立しました。

総会のはじめに協議会の杉原勲会長のご挨拶の後、来賓としてご出席いただいた所管官庁である消費者庁の高居良平（表示対策課長）、公正取引委員会の駒沢賢治（取引企画課長補佐）より夫々ご挨拶、農林水産省食肉鶏卵課梅村幸子業務推進専門官、消費者庁表示対策課宮川美幸係長、全国公正取引協議会連合会山岡誠朗専務理事のご臨席のもと、杉原勲会長の議事進行のもと 3 つの議案が審議されました。

第 1 号議案 令和 6 年度事業報告、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録に関する件

第 2 号議案 令和 7 年度事業計画及び収支予算に関する件

第 3 号議案 令和 7 年度役員、会員証紙委員選任の件

上記議案につきましては、すべて賛成多数で可決されました。

総会では令和 7 年度においては、鶏卵の表示適正化に向けた取り組みと公正マークの普及啓発活動を中心に活性化を図ることが期待されていることが確認され、また、会員へのタイムリーな情報発信と問合せ・相談への対応も含め取り組みを強化していくこととなりましたので、ご理解・ご協力をお願いいたします。



会場の様子

【お問い合わせ】

鶏卵公正取引協議会 事務局

Tel : 03-3297-5516



配合飼料供給価格の動向

令和 7 年 7～9 月期の配合飼料供給価格については、飼料情勢・外国為替情勢等を踏まえ、令和 7 年 4～6 月期に対し、全国全畜種総平均トン当たり約 2,200 円値下げすることが決定されました。

なお、改定額は、地域別・畜種別・銘柄別に異なります。



単位：円／平均トン（前四半期比較）

区 分	1～3月期	4～6月期	7～9月期	10～12月期	年間
令和7年	2,750	-400	-2,200		
令和6年	2,800	-4,600	2,200	-4,850	-4,450
令和5年	-1,000	-2,000	-2,000	-2,700	-7,700
令和4年	2,900	4,350	11,400	据え置き	18,650
令和3年	3,900	5,500	4,700	-1,250	12,850

出典：全国農業協同組合連合会（JA 全農）「配合飼料供給価格」

- [令和 7 年 7～9 月期の配合飼料供給価格改定について | JA 全農](https://www.zennoh.or.jp/press/release/2025/105325.html)
<https://www.zennoh.or.jp/press/release/2025/105325.html>

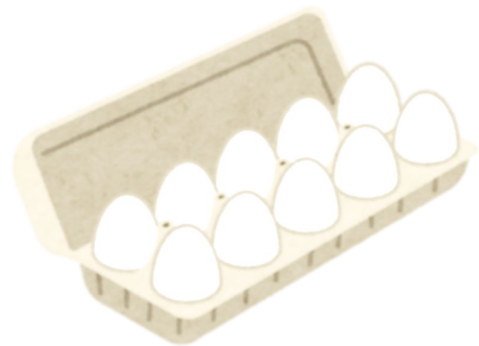


統計データ

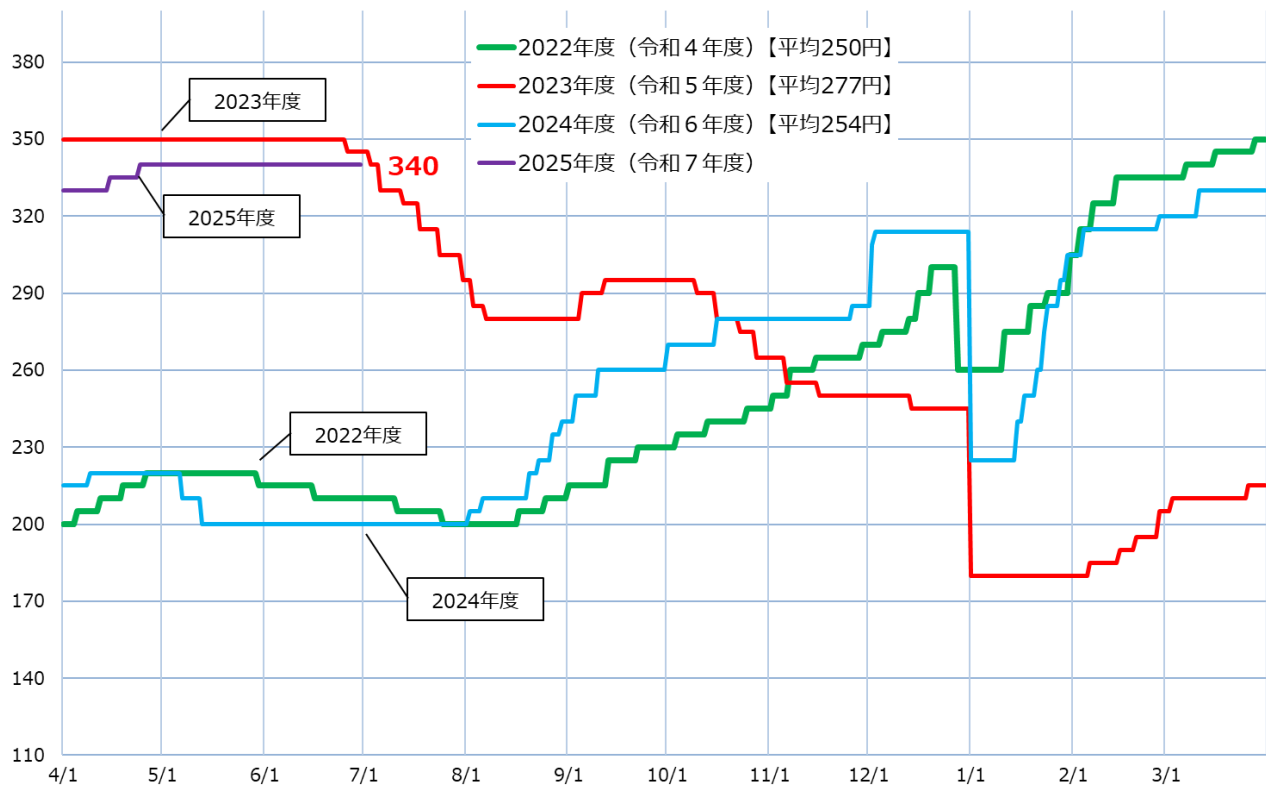
鶏卵相場動向 — 過去 10 年間の 6 月相場 東京全農Mサイズ 円/ kg

	平均値	高値	安値
平成28年	197	218	189
平成29年	197	215	191
平成30年	165	183	159
令和元年	151	173	144
令和2年	160	185	149
令和3年	259	280	249
令和4年	213	237	204
令和5年	349	374	344
令和6年	200	224	194
令和7年	340	365	334
平均値	223	245	216

令和 7 年 6 月の鶏卵相場（東京全農Mサイズ）の高値 365 円は、過去 10 年の平均値 245 円を 120 円上回り、安値 334 円は、過去 10 年の平均値 216 円を 118 円上回っています。



鶏卵相場推移 2022 年度～2025 年度 東京全農Mサイズ 円/ kg



鶏卵相場は 5 月末から価格の変動はなく、6 月末でも 340 円のままととなりました。



鶏卵関係主要計数 ― 令和 7 年 4 月までの年間の主要計数推移

注：雛餌付羽数は全国推定値

	雛餌付羽数(出荷)		配合飼料出荷量		家計消費量		鶏卵相場	
			成 鶏 用		一人当たり		東京全農M	
	数量(千羽)	前年比	数量(千トン)	前年比★	数量(g)	前年比	前年(円/kg)	本年(円/kg)
6年 5月	8,046	86.1%	477	102.2%	937	112.5%	350	204
6月	8,057	83.6%	439	97.9%	906	110.8%	349	200
7月	8,539	91.6%	450	105.4%	837	102.9%	320	200
8月	7,789	89.6%	434	99.2%	864	100.5%	282	217
9月	7,346	91.2%	426	98.9%	885	104.2%	292	256
10月	8,473	96.3%	484	105.0%	902	101.2%	283	275
11月	7,429	85.7%	471	99.9%	887	101.2%	254	281
12月	8,931	93.2%	510	100.4%	970	102.1%	247	290
7年 1月	8,099	107.3%	460	100.1%	897	99.9%	180	258
2月	8,402	110.1%	432	94.5%	860	96.6%	190	315
3月	8,856	106.4%	468	99.9%	932	100.4%	211	327
4月	8,482	102.4%	473	99.4%	905	103.3%	219	334
1年間合計 平均(%)	98,449	95.3%	5,524	100.2%	10,782	103.0%	265(平均)	263(平均)

- ・雛餌付羽数は、8,482 千羽（前年比 102.4%）と前年比 2.4%増となりました。
- ・配合飼料出荷量は、473 千トン（前年比 99.4%）と前年比 0.6%減となりました。
- ・鶏卵の家計消費量は、905 グラム（前年比 103.3%）と前年比 3.3%増となりました。
- ・鶏卵相場は、前年平均の 115 円高を示しました。
- ・配合飼料出荷量 前年比★は、生産量の前年比となります。

協会活動報告



鶏卵生産者経営安定対策事業 (<http://www.jpa.or.jp/stability/>)

① 価格差補填事業参加者の

契約数量（単位：t）

令和 4 年度	1,794,699
令和 5 年度	1,731,712
令和 6 年度	1,824,242
令和 7 年度	1,784,201

② 標準取引価格

令和 7 年 6 月 332.71 円/kg

③ 令和 7 年度

鶏卵生産者経営安定対策事業の基準価格

補填基準価格 230 円/kg

安定基準価格 207 円/kg

日鶏協ニュース 発行者：一般社団法人 日本養鶏協会

〒104-0033 東京都中央区新川二丁目 6 番 16 号 馬事畜産会館内（5 階）

Tel：03-3297-5515 Fax：03-3297-5519 発行日：2025 年 7 月 3 日

編集・発行責任者：石井 馨 (info@jpa.or.jp)